

平成25年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成25年12月11日 開会

平成25年12月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成25年第4回新十津川町議会定例会

平成25年12月11日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 随時監査結果報告
 - 5) 行政監査結果報告
 - 6) 定期監査結果報告
 - 7) 一部事務組合議会報告
- 第4 行政報告
- 第5 教育行政報告
- 第6 一般質問
- 第7 請願第3号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願（委員会付託）
- 第8 陳情第1号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情（委員会付託）
- 第9 陳情第2号 「「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める」意見書採択を求める陳情（委員会付託）
- 第10 議案第52号 新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第53号 新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第12 議案第54号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第13 議案第55号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第14 議案第56号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第15 議案第57号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）（内容説明まで）
- 第16 議案第58号 平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（内容説明まで）

- 第17 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)
- 第18 議案第60号 空知中部広域連合規約の変更について
(内容説明まで)

◎出席議員 (11名)

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 安中 経人 君 | 2番 | 西内 陽美 君 |
| 3番 | 青田 良一 君 | 4番 | 山田 秀明 君 |
| 5番 | 笹木 正文 君 | 6番 | 平澤 豊勝 君 |
| 7番 | 長名 實 君 | 8番 | 後木 幸里 君 |
| 9番 | 樋坂 里子 君 | 10番 | 西永 勝治 君 |
| 11番 | 長谷川 秀樹 君 | | |

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | |
|-------------------|-----|----------|
| 町 | 長 | 植田 満 君 |
| 副町 | 長 | 佐川 純 君 |
| 教 育 | 長 | 熊田 義信 君 |
| 総 務 課 | 長 | 藤澤 敦司 君 |
| 住 民 課 | 長 | 小林 透 君 |
| 会 計 課 | 長 | 遠藤 久美子 君 |
| 保 健 福 祉 課 | 長 | 長谷川 雄士 君 |
| 産 業 振 興 課 | 長 兼 | |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 高松 浩 君 |
| 建 設 課 | 長 | 三谷 和弘 君 |
| 教 育 委 員 会 次 長 | | 加藤 健次 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | | 山本 忍 君 |

◎職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 高 官 正 人 君

◎町民憲章の朗読

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ちまして、町民憲章を朗読いたします。
皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗読していただきます。
町民憲章。

〔町民憲章 朗読〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今から平成25年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開議に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。

青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則により、議長より指名いたします。

1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長報告のとおり、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の随時監査結果報告、5番の行政監査結果報告、6番の定期監査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会と、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

はじめに、去る11月25日開催の平成25年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告3件、認定1件でございます。報告第1号は、継続費精算報告でありまして、全体計画のうち24年度年割額2億519万1千円に対し、実績支出済額が1億8,952万5千円となり、1,566万6千円の減額執行でありました。

報告第2号は例月現金出納検査報告で、宮崎監査委員から平成25年1月から9月までの現金出納検査の結果、いずれも誤りは認められないとの報告がありました。

報告第3号は、平成24年度決算に係る資金不足比率についてでありまして、資金不足が発生していないことの報告がありました。以上の報告3件は、いずれも報告済みといたしました。

次に、認定第1号の平成24年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定については、一般会計歳入歳出決算書と併せて監査委員からの決算審査意見書も提出されておりまして、決算概要で予算額4億1,556万9千円に対し、歳入決算額4億1,581万3,088円、歳出決算額4億262万8,229円で、差し引き1,318万4,859円の余剰を生じ、黒字決算となった内容でございます。原案どおり認定をいたしました。

次に、11月26日開催の平成25年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告2件、認定1件でございます。

報告第1号は、定期監査報告についてであり、上田監査委員より適正である旨の報告がありました。

報告第2号は、例月現金出納検査報告についてでありまして、同じく監査委員より係数上の誤りは認められなかったとの報告があり、以上の報告2件は、いずれも報告済みといたしました。

次に、認定第1号、平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算書と併せて監査委員からの決算審査意見書も提出さ

れており、決算概要では、予算額26億3,220万8千円に対し、歳入決算額26億3,207万4,632円、執行率100パーセント、歳出決算額26億2,803万5,729円、執行率99.8パーセントで、差し引き403万8,903円の余剰が生じました。黒字決算の内容で、原案どおり認定いたしました。

平成22年度よりごみ焼却処理施設建設に着手して、平成25年3月31日に完成したものでございますが、本議会においても、稼働状況を視察したところでありますが、歳入による構成市町村からの負担金の内容は、本町分は5,611万9千円であります。歳出による建設事業費は24億3,617万7,390円で、構成比としては92.7パーセントとなっているものでございます。

以上、私が関係しております2件の事務報告といたします。なお、議案書並びに資料等につきましては、事務局に届けておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

引き続き、西空知広域水道企業団議会の報告を、青田良一君よりお願いいたします。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは去る12月4日に開催されました、第2回西空知広域水道企業団議会臨時会の内容につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、うれしいニュースといたしますか、企業長の方からの行政報告で、新築が増えたことによりまして、予定していた水道工事が大幅に増になったということのご報告がございました。

議案でございますけれども、議案第8号といたしまして、一般会計の補正予算が提案されました。80億8,761万の既定予算に対しまして、277万円を増額するといった内容でございます。この中身でございますが、徳富ダムの追加工事というものがございまして、2億4千万だったと思っておりますけれども、工事費が要したということで、企業団の方は、この工事費の1.2パーセントだと思っておりますけれども、その負担をするといった内容でございまして、その必要な経費を、今回の臨時会で補正をさせていただくといった内容でございまして。

それから議案第9号といたしまして、水道事業条例の一部改正ということでございますが、これにつきましては、消費税が4月からアップするということが国の方で決定しておりますので、水道料金というのは外税でございまして、消費税が値上がりした分だけ、利用者の方は外税として、その分を負担していただくというシステムになっているということでございます。従いまして、これに対応するための条例改正を行ったところでございます。施行は、来年の5月ということでございます。

なお、条例の中身といたしましては、その後、予定されております消費税10パーセントアップまで対応できるといった内容の条例となっております。

水道企業団の臨時会の内容は、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、西永勝治君よりお願いいたします。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） ただ今ご指示がございましたので、去る11月26日に召集されました中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会の報告をいたします。

前田理事長より行政報告と、報告第1号、例月現金出納検査の書面による報告があり、その後、中空知広域市町村圏組合の平成24年度各会計の決算認定について審議をいたしましたので、順次ご報告を申し上げます。

認定第1号、平成24年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入決算額2,013万円、歳出決算額1,896万円で、差し引き117万円の剰余となりました。歳入の主なものとは分担金及び負担金でございます。1,326万円で、全体の65.9パーセントとなっております。他会計からの繰入金は550万円となっております。この負担金の中の本町の負担は111万5千円でございます。全体の8.4パーセントの負担割合となっております。歳出の主なものとは総務費でございます。1,853万円で、全体の97.7パーセントでございます。さらに、このうち人件費が1,477万円となっております。いずれも審議の結果、原案どおり可決決定をいたしました。

認定第2号、平成24年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入決算額1,303万円でございます。歳出決算額が1,237万円でございます。差し引き66万円の剰余となりました。歳入の主なものとは会費収入でございます。855万円、全体の65.6パーセントとなっております。会員数が2万1,378名分、他会計からの繰入が350万円でございます。本町の会員数は2,507名、会費が100万2千円でございます。全体の11.7パーセントの割合となっております。歳出の主なものとは事業費で923万円でございます。うち共済見舞金が655万円で58件の支払となっております。他会計への繰出金が300万円でございます。ちなみに、この交通災害共済での本町での共済見舞金の支払額は165万円、7件でございます。うち1件が死亡事故ということになっております。いずれも審議の結果、原案どおり可決決定をいたしました。

認定第3号、中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入決算額が60万円、歳出決算額が55万円で、差し引き5万円の剰余となりました。歳入の主なものとは財産収入でございます。15万円、繰入金が16万円、繰越金が29万円となっております。歳出の主なものとは事業費でございます。40万円、うち奨学費が39万円となっております。本町での、この事業を利用されておられる方はいらっしゃいません。いずれも審議の結果、原案どおり可決決定をいたしました。

認定第4号、中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入決算額1,958万円、歳出決算額964万円で、差し引き994万円の余剰となりました。歳入の主なものとは財産収入でございます。800万円、全体の40.9パーセントでございます。ふるさと市町村圏基金の積立利子でございます。繰越金が1,158万円でございます。歳出の主なものとは事業費で714万円でございます。全体の74.1パーセントでございます。この事業は、産業観光振興事業、教育文化振興事業、コミュニティ推進事業、広域連携事業が主な事業の柱となっております。諸支出金が250万円ということで、一般会計へ繰り出しをいたしております。いずれも審議の結果、原案どおり可決決定をいたしました。

資料を事務局に届けてございますので、後ほどご覧を頂きたいと存じます。以上、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を青田良一君より願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは去る11月29日に開催されました滝川地区広域消防事務組合議会の第2回定例会の内容につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

前田組合長から行政報告がございまして、その中で本町に関係した内容につきまして、若干説明させていただきたいと思っております。

まず9月6日に、故岩上雅彦氏に対しまして、正七位・瑞宝単光章、死亡叙勲ということでございますけれども、伝達が行われたということでございます。改めまして、岩上さんの多年にわたります消防行政に携わったご貢献に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。あわせまして、安らかなご冥福をお祈りする次第でございます。

それから、10月10日でございますけれども、懸案でございました消防広域化協定調印式を行いました。これは、来年の4月1日からスタートいたしますけれども、滝川、新十津川、雨竜に加えまして、新たに、赤平市、芦別市が滝川広域消防に加入をしていただくといった内容でございまして、それぞれ、赤平、芦別の首長さんも交えまして調印式が行われたところでございます。

それから、10月16日には、本町の消防第二分団、花月の方にですけれども、水槽付消防ポンプ自動車が増設されたということでございます。

それから、ちょっと飛びまして10月29日でございますけれども、北海道が実施いたしました、防火・防災作品コンクールというのがございまして、その中で火災予防作文の部で、新十津川小学校の6年生、斉藤珠奈さんが、2年連続で防火協会賞というのを受賞したということでございます。大変うれしいお話だったというふうに思います。

それでは、審議されました議案の内容について、ご説明をさせていただきます。

議案第1号といたしまして、一般会計の補正予算が提出されました。この中身でございますけれども、職員の給与の減額等がございまして、それが主なものでございました。加えまして、大型免許を消防の職員の方が取得するために、計画していた職員が前倒しで退職したので、来年度予定したものを今年度取得させたということで、137万6千円がの増額補正も合わせて行っているところでございます。相対的には、減額補正ということでございますので、資料等を見ていただければと思っております。

続きまして、一般職員の給与の臨時特例に関する条例の一部改正ということでございまして、これにつきましては、やはり職員の給与を国の水準の方に合わせていくといった内容でございまして、細かな説明は省略させていただきます。

それから議案第3号に関しましては、広域消防事務組合職員の再任用に関する条例の制定ということでございます。本町の議会でも、おそらく提案されていると思うので、審議されると思っておりますけれども、退職してから、いわゆる年金受給までのつなぎの期間を再任用という形で、希望者については採用していこうという考え方で、国からそういった考え方が下りてきておりまして、そういったものを広域消防の方でも条例化するといった内容でございます。

それから4番目でございますけれども、議案第4号は、職員の給与に関する条例の改正でございますけれども、ここも国の方向性に従って、一定の年齢に達した職員について、給与の昇給をストップしていくといった内容の条例の改正でございます。あわせまして、ただストップだけでなく、一定の勤務評価を得た職員については、昇給もさせるとい

った内容も一部含まれているところがございます。

それから、認定第1号という形で、広域消防の一般会計の歳入歳出の決算の認定が上程されたところがございます。監査委員から意見書が付けられておりまして、中を見せていただきますと、計画どおり消防費の方が予算執行されているということでございます。これにつきましては、決算書の中で、本町分としまして計画されたものから約14パーセントが次年度に繰り越せるという形で、計画的な執行がされているということでございます。全体的には3,817万8千円の余剰が生じたということで、この件につきまして、全会一致で認定をいたしたところがございます。

以上、広域消防で審議されました内容、概略を説明させていただきました。先ほど説明しました、水道の議会と同じように、所定のファイルに綴じてございますので、どうぞお目通しをいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を、後木幸里君よりお願いいたします。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 平成25年第2回中空知衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。去る11月25日に召集されました、組合議会の内容について簡潔に申し上げたいと思っております。

はじめに、署名議員の指名、会期の決定、行政報告がありまして、続いて、報告第1号として、例月現金出納検査報告があり、続いて、議案第1号には、中空知衛生施設組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部改正についての提案であります。

内容は、一般廃棄物の処理手数料の改正で、家庭系ごみ、事業系ごみ、ともに10キロ当たり100円のところを120円に、小動物の死体について1キロ当たり100円を120円に、いずれも原案どおり可決されました。これは、平成26年4月1日からの施行であります。

次に、認定第1号、平成24年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出の決算の認定であります。決算概要ですが、本組合の平成24年度一般会計は、予算額10億4,554万円で、歳入決算額10億6,011万円、執行率101.4パーセントであります。歳出決算額10億798万円、執行率96.4パーセントで、差し引き5,213万円の歳計余剰を生じ、黒字決算となっております。

ここで、新十津川町の負担金について申し上げます。火葬場の費用は、合計129万9千円。次に、衛生センターの費用は、合計で2,763万6千円。次に、ごみ処理施設費合計7,557万9千円で、3施設の合計1億451万4千円であります。

以上、簡略に申し上げましたが、詳しい内容については、資料を所定の場所に置いてありますので、お目通しいただきますようお願いいたします。以上でもって、報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る11月25日に開かれました、平成25年空知教育センター組合議会第2回定例会のご報告をいたします。

初めに、行政報告がありましたので、その内容についてご報告致します。空知教育セ

ンター研修講座の受講状況でございます。今年度は33講座開講予定のところ、11月15日現在で、28講座が終了しております。小規模、複式教育指導研究講座が定員10名に対し36名の受講、国語科教育講座は30名定員に対し78名の受講など、この時点で受講率111パーセントを示しておりました。また、空知管内学校数122校の教職員数に関しまして、校長、教頭が244名、教諭は1,537名、養護教諭124名、事務職員123名、栄養教諭26名の合計2,054名でございます。

現在、空知教育センターでは、実践的指導力の強化、確かな学力・豊かな心の育成、情報収集・発信機能の強化を事業の重点に置いた、翌26年スタートの第5次3か年計画の策定中でありまして、26年度の第1回定例会に提示される予定となっております。その際には、改めて皆様にご報告申し上げたいと存じます。

次に、議案の認定第1号から第3号、空知教育センター組合各会計歳入歳出決算でございますが、一般会計においては、歳入1,858万円に対し、歳出1,338万円で、差し引き520万円の剰余を生じております。研修事業特別会計においては、歳入502万円に対し、歳出400万円で、差し引き102万円の剰余。研究事業特別会計においては、歳入453万円に対し、歳出341万円で、差し引き112万円の剰余を生じております。これら3件はすべて認定されました。

なお、各会計の詳細につきましては、決算審査意見書と共に議会事務局へお届けしておきますので、お目通し願います。

以上で、空知教育センター組合議会の報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

これをもちまして、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。平成25年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配布させていただいております。その中で、各課ごとに何点か朗読をもって報告とさせていただきたいと存じます。

まずはじめに、総務課の関係から申し上げます。

叙勲の関係につきましては、今ほど、事務組合報告がございましたので、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、表彰関係でございますけども、本町の食生活改善推進員協議会が、町民の健康づくりのために行った食生活改善活動が認められまして、北海道知事の表彰を受けられたということでございます。これまでの長い間の活動が高く評価されての受賞ということでございます。心からお祝いを申し上げたいと思っておりますし、なお一層これからも食生活改善活動に一層取り組んでいただければというふうにご期待を申し上げてるところでございます。

続きまして、100歳を迎えた大和区の長幸一郎様に、内閣総理大臣からのお祝い状が届

いておりましたので、代わりまして、長様に祝い状を伝達をさせていただいたということでございます。長様におかれましては、昭和34年から3期12年間ということで、議会の議員としても活動、活躍をしていただいたということでございます。まだまだ元気、かくしゃくとしてございましたので、これからも健康に留意していただいて、なお一層、長生きをしていただければというふうに思っているところでもございます。

次に、保護司の関係につきましては、秋山誠一様が、長年にわたりまして更生保護活動によりまして、北海道地方保護司連盟会長表彰を受賞されたということでございます。

また、次に寄附の関係でございますけれども、札幌市の藤原初雄様、これは本町に在住をされておられましたですけれども、札幌に転居されておられます。藤原初雄様、そして、埼玉県の五十嵐資郎様、さらには、町有施設の維持にご貢献をいただいた宮脇大木建設株式会社様に対しまして、新十津川町表彰条例に基づきまして感謝状を贈呈をさせていただいたところでございます。本当に、お礼と感謝を申し上げたいと思っております。

次に、災害対策でございますけれども、11月19日に一般社団法人減災・復興支援機構から講師2名の方をお招き申し上げまして、避難所の開設・運営方法の基本を学ぶと題した避難所における対応演習を、職員が42名、住民の方が23名参画して実施いたしましたところでございます。いざ、災害が発生した場合に、瞬時に対応できるようにということで、今回のこういった避難所の開設についての研修でございました。

次に、消防関係でございますけれども、これにつきましても、今ほど組合報告で報告があったとおりでございますので、この件につきましても、省略をさせていただきたいと存じます。

次に、住民課の関係でございますけれども、人口動態でございます。11月30日現在の人口は6,970人で、前年同期に比べまして85人の減少となっております。世帯数は2,956戸で、前年比1戸増加しました。65歳以上の高齢者をみますと、2,418人と対前年同期比で65人増加いたしまして、高齢化比率は34.7パーセントということで、対前年同期比で1.3ポイント増となっております。また、出生につきましては、本年9月1日から11月30日までの間に11人が生まれておりまして、1月からの出生数は36名という状況下でございまして、これまで言われております少子高齢化が、やはり進んでいるという状況下にもあるわけでございます。

次に、戸籍共同運用システムにつきまして、中空知5市5町でもって共同運用する戸籍システムは、9月30日に芦別市役所において稼働式が行われまして、同日より現在戸籍について、電算システムによる証明書の発行が行われております。

続きまして、交通安全及び防犯でございますけれども、9月1日から11月30日までの発生件数は4件でございまして、負傷者数は7人、死者数はゼロということになってございます。11月30日で、交通事故死ゼロ586日となっております。また、9月21日から30日まで秋の交通安全運動を、11月14日から同月の23日まで冬の交通安全運動を実施し、協力団体等が多数参加をしていただいた中で、朝の街頭指導やパトライト作戦などを展開をさせていただいたところでもございます。

次に、環境衛生、塵芥処理の関係でございますけれども、先ほども、一部事務組合の報告でございました、ごみ処理手数料の改定、分別方法の一部変更及び減量化の取組み

をテーマに、11月7日から12月1日にかけて、6行政区及びゆめりあで住民説明会を開催いたしました。述べ303人の方が参加をしていただいたということでございます。ごみに関して非常に関心が高いという状況が、こういったことで表れてきているのかなというふうに思っております。

次に、保健福祉課の関係でございますけれども、ふるさと学園大学でございます。9月から11月まで3回実施いたしました。延べ351人が受講いたしました。9月には、浦臼町のライスセンターを見学し、11月23日には、ふるさと学園大学の取組を町民にも知ってもらおうということで、全町民を対象にいたしました土曜講座を開催し、学生と町民合わせて145人が、気象予報士、菅井貴子氏による、天気予報の舞台裏について学んだところでございます。

続きまして、レクワーカー出前講座でございます。今年度から老人クラブの活性化及びレクワーカーの実践のために、老人クラブへ出向いて講座を開催いたしております。講座の前半は、手や上半身を使った身体運動をし、後半はレクリエーションゲームなどを行い、これまで11老人クラブで開催をいたしております。各クラブ平均20名程度が参加をしていただいております。身体を動かすことの大切さ、レクリエーションが持つ楽しさを、それぞれ感じていただいております。なお、多くの方が参加をしていただいて、こういったことを通じながら、絆づくりと同時に、健康管理を進めていただければというふうに思っているところでございます。

続きまして、保育園の関係でございます。新十津川保育園の運営状況でございますけれども、12月1日現在の入園児童数は、0歳児で2人、1歳児で4人、2歳児で13人、3歳児で12人、4歳児で15人、5歳児で10人ということで、合計56人ということでございます。前年同期比で8名の減ということになってございます。なお、広域入所につきましては、1名でございます。また、一時保育の4月から11月までの利用実績でございますけれども、延べ人数で10人、1か月平均で1.3人ほどが利用しているということでございまして、1時間の延長保育の利用実績についても、同じく4月から11月まで延べ21日、21人の利用がございました。

続きまして、児童館の利用状況でございます。4月から11月までの開館日数は241日、利用者数は延べで小学生1万2,341人、中学生402人、保護者及び就学前児童455人の計1万3,198人が利用されております。1日平均にいたしますと55人という状況になってございます。

次に、子ども生活応援事業でございますけれども、子ども生活応援事業における11月末現在の得きっずカード、今年度から得点を増やしましたので、こういったことも増加の原因になっているのかなというふうに思っております。特きっずカードの交付状況、対象511世帯中430世帯となっており、前年の同時期に比較しますと交付率は0.8ポイント増加となっております。11月末現在までに満点となり使用されたカード枚数は、679枚となっております。前年同時期と比較すると187枚が増加をしているという状況でございます。

次に、健康診断事業でございますけれども、健康診断事業ですが、各種健診の受診件数は、10ページの下段の方に書いてあるとおりでございます。お目通しを願いたいというふうに思っております。

続きまして、町民健康づくり対策事業でございます。ウォーキング作戦を6月から10月まで5か月実施いたしました。参加登録者は196名でございました。そのうち目標を達成された方は約7割、141名で、昨年より高い達成率でございました。歩くことを通じて健康づくりに、これからも努めていただければというふうに思っているところでございます。

続きまして、12ページ、民生委員児童委員の関係でございます。平成25年12月1日をもって一斉更新となりました民生委員児童委員への委嘱状交付伝達式を12月2日に行いまして、24人の委員へ厚生労働大臣及び北海道知事の委嘱状が手渡されたところでございます。また、11月末日で退任された民生委員児童委員8名の方に対し、感謝状を贈呈し、また、国、北海道及び町からの感謝状を贈呈させていただいたところでもございます。今後3年間、まちの社会福祉行政に対する、なお一層のご協力をお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、産業振興課の関係でございます。経営所得安定対策制度の関係でございますけれども、畑作物の所得補償交付金、さらには、米の所得補償交付金につきましては、それぞれそこに記載のとおりでございます。すでに交付をされているところでございます。

続きまして、米の出荷状況でございますけれども、これまでも何回もご報告をさせていただいておりますけれども、11月22日現在の出荷量は、農協への出荷確約数量に対し102.9パーセントとなっております。全体で30万2,402俵ということでございます。また、高品質米につきましては、出荷量の34.5パーセントという状況になってございまして、こういった状況下の中で、非常に高い数値の中で高品質米が生産がされているということで、生産者の皆さん方に対し敬意を表したいというふうに思っております。

続きまして、農産物ブランド化推進事業でございますけれども、新十津川産のブランド推奨品や平成25年産米を販売、PRするために、10月の11日、12日の両日、札幌市内で、しんとつかわ秋の農産物フェアを開催いたしました。400名の方が会場に訪れていただいて、新十津川産のそれぞれの農産物等々をお買い求めいただいたということでございます。

次に、15ページ、有害鳥獣駆除対策事業の関係でございますけれども、これまでのエゾシカの駆除数、今年度84頭でございまして、これまでですね、キジバトが122羽、カラスが172羽、キツネが13匹、アライグマにつきましては22匹というふうなことで、そこに記載のとおり駆除をいたしたところでございます。そのうちシカにおける、銃により駆除したものが71頭、わなの狩猟免許所持者が設置したくくり罠により駆除したものが、13頭となっております。今年度、非常に多く捕獲されたということは、裏を返せば、生息数が多くなってきているというふうなことも言えるんでなかろうかなというふうにも思っております。今後も、個体調査はしっかりとしていかなければ、農産物の被害なり、林業被害の防止には、つながっていかないのかなというふうに、実は思っているところでございます。

続きまして、商工業の振興の関係でございます。9月の定例会でもって適用条件の緩和などの改正を行い、10月から施行してございます新十津川町企業振興促進条例ですが、11月末現在、町内既存事業者の増設申請が2件ございました。また、新たに町内へ立地

を希望される事業者の問い合わせが2件、新規事業を計画されている町内事業者の問い合わせ1件がございました。まだ、最終には至ってはいません。

続きまして、ファームステイでございますけれども、11月末現在の中高生のファームステイの受け入れにつきましては、受入れ農家数が16戸、受入れ学校数につきましては26校で、生徒数は850名を受け入れたということでございます。また、大学生のファームステイも1校、25人も受け入れておまして、トータルいたしますと27校、875名ということになってございます。

そこで、12月の4日、そらちDEい〜ね連絡協議会の10周年の集いが、本町で開催されました。当協議会では、これは空知と石狩が、石狩は1自治体のみでございますけれども、11団体でございます、この10年間に4万人の方の学生を受け入れをしているということでございます。当日、阿倍野高校の生徒さんの感想文も出ておりました。内容は、農家の人たちの人柄に心を揺さぶられました。あるいは、農業に命を懸けると言える、すごいおじさんになりたいと。こんなような非常に、そういった感想も寄せられておまして、非常にこういった形の中で、農業の体験ばかりではなくて、いろんな面で効果は発揮されているのかなというふうに、実は思っております。

続きまして、建設課の関係でございますけれども、工事の発注状況につきましては、ここに記載されているとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、災害復旧事業の関係につきましては、これも所管委員会でもって調査されてございますので、被災箇所につきましては、できるだけ早く、速やかに復旧に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、住宅建築の関係でございますけれども、住宅建築の確認申請が11月末現在で19件となりまして、前年同月末に比しまして7件増加し、過去10年間で最も高い数値を示してございます。これにつきましては、明年の4月から、ご承知のとおり消費税増税ということもございます。そういったようなことから、駆け込み需要というふうなことが考えられるところでございます。

続きまして、冬期除排雪の関係でございますけれども、これも所管の委員会にご報告させていただいているとおりでございます、10月の1日から町道の除排雪業務を委託いたしております。本年度の除雪対象路線数及び延長は、246路線187キロメートルを委託してございまして、このところの雨によって積雪数はそこに書いてございますけれども、ここに記載してある数値よりも低くなってきていると、雨のためにですね。そういったような状況でございます。

以上、申し上げまして、平成25年第3回定例会以降における行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） こんにちは。議長のご指示をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政報告をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要なものを申し上げます。

最初に教育委員会でございますけれど、3回の定例教育委員会と1回の臨時教育委員会を開催しております。主だった協議事項を付け加えさせていただきます。9月17日の定例会では、本年度実施されました学力学習状況調査の結果概要について、報告をしております。11月22日の定例会では、雨竜町への給食提供をするに当たっての増築設計案の概要についての報告をしております。次に、10月1日の臨時会においては、教育委員会委員長の選挙を行い、委員長には熊沢定男氏を再任、職務代理者には、鈴木康裕氏を指定いたしました。

次に、小学校の活動状況ですが、4年生の総合学習として、かぜのびでの学習会を例年実施しているところですが、本年は、案山子を作ろうと題し、デザイナーからの説明や指導をいただいた中で、子ども達の斬新なアイデアを基に、案山子を作成したところでございます。完成した作品については、文化祭の展示部門でも掲示されておりましたので、ご覧いただいたのではないかと思います。次に、11月22日、小学校において、父母を始め、教職員や管内の教育関係者の方々に参加をいただき、公開研究会が行われました。2ページになりますが、研究主題を、自分の考えを伝え合い、深め合う子どもの育成として、言語能力を育成する上で、中心となる国語科の言語活動を意図的、計画的に取り入れ、子ども達それぞれの思いや考えを豊かに表現し、伝え合うことができるような工夫改善を行い、確かな学力が身に付けることができるよう実践検証を行ったところでございます。また、先進地視察をした教職員から、富山市での授業実践をしている状況を、全体会の場で環流するなど、積極的に研修、研鑽を重ねていることを報告いたします。

次に、10月12日、MOA滝川・新十津川・雨竜児童作品展が開催されました。昨年まで滝川児童作品展であったのを、今年から主催者側の配慮により、新十津川と雨竜がタイトルに加わった形をとっていただきました。今年も1市2町の子ども達の作品、約千点におよぶ絵画が一堂に集約展示されておまして、その中で、新十津川神社の絵を描いた新小6年生の松原里夢さんのバランスと立体感豊かな作品が、出展されている中の最高賞であるMOA美術館奨励賞を受賞するほか、税に関する絵はがきや防火、防災の作文でも素晴らしい賞を受け取っているところでございます。

次に、中学校の活動状況でありますけれども、今年起きました痛ましい事故を二度と起こさないことを踏まえ、生きることや命の大切さを主眼に置き、9月24日には、情操教育と夢や希望を叶えるための秘話や世界観など、生徒の胸に響く演奏会を行っていただいたほか、10月29日には、車椅子のアーティストであります佐野有美さんの特設道德の講演を行いました。手足がほとんどない先天性四肢欠損症という重たい障がいを持って生まれてきた佐野さんは、小さい頃から、出来ないことがあっても諦めず、一生懸命

に努力を重ね、不可能だと思われることを可能にしてきたチャレンジ精神旺盛な方で、笑顔を通して、様々な想いを精力的に発信をしていることでも知られております。演題も、諦めない心とし、マイナスをプラスにして努力することと、出来ないことを悲しむのではなく、出来ることを感謝していききたいことなどを、生徒たちに向けて心を込めて、語りかけていただきました。生徒たちの感想文からも、諦めず目標に向かう挑戦の先には、失敗はないというチャレンジ精神や、勇気や希望などをしみじみと感じとってもらった実り多いものになったと思慮したところでございます。

次に、学校教育関係の特別支援教育でございますが、本年度、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業の指定を受けましたので、10月9日にはケース会議、17日には検討会などを行い、内容を深めてきております。

続きまして、就学時健康診断を、10月10日に実施をいたしました。現在のところ、新年度の入学予定児童数は、42名を見込んでおり、今年度の1年生と比べますと、18人減少することとなります。

次に、9月27日に食育講演会を開催いたしました。北海道日本ハムの選手の健康と栄養管理を専門にしている管理栄養士である柄澤紀さんを招聘して、第1部は、小学校高学年及び中学生に、第2部は、町民の方々を対象に、スポーツと食育との密接な関係について講演を頂きました。

続きまして、4ページをお開き願いたいと思います。農業高校の関係でございますけれども、10月6日、いわみざわパン甲子園が行われ、本選まで見事進み、地域賞を獲得いたしました。そのきなみつお花パンを11月7日、町内の産業や教育関係者に制作経過の発表と併せ、試食会を行っていただきました。パンを花の形にした生徒の斬新な発想はもちろんですありますけれども、高校での農産物を食材として活用しながら、風味にも工夫がほどこされておりました。期間限定ではありますが、滝川市内のパン屋さんで、生徒のレシピを用い同じパンの販売をしていただいたところでもございます。

10月23日から24日まで東京都で行われました農業クラブ全国大会農業鑑定競技会では、農業の部で、3年生の大平達也君が、優秀賞に輝きました。大平君は、3年連続の全国優秀賞という農高開校以来の素晴らしい活躍をアピールしていただいたところでございます。さらには、第41回毎日農業記録賞でありますけれども、これは毎日新聞社が主催をしているものでございまして、高校生部門で、2年生の吉田遥さんの地域密着型で農業を活性化と題した作文が、見事、優秀賞に輝きました。私も、昨日付の新聞で、作文の内容を見ましたので、ごく一部でありますけれども紹介をさせていただきたいと思いません。

農業高校に来たからこそ、農業の楽しさがわかるんだ。私は今、強くそう思います。そういった作文の内容から始まりまして、農業高校に来て始めて、野菜や花の栽培をし、楽しさを学ぶと共に、農作業の大変さや難しさ、また、失敗したことも学びとして、習得をしたというふうに書かれておりました。そして、新小の全学年と農高の生徒たちと、農場で作物の栽培をする食育体験学習をしていることなども楽しく、農業高校に来て本当に良かったというようなことが書かれておりました。その自分の体験したことが、特に、女性に農業の楽しさを感じてもらいたいということも触れられており、また、TPP参加による懸念もあるけれども、積極的に日本の農産物を海外に進出させていくこと

も考えなければならないし、生徒自身も、日本の農業を良くするために、将来、農業関係の仕事について、チャレンジしていきたいと、農業の活性化に向けて、気持ちが込められた作文内容が書かれておりましたので、ごく一部でありますけれどもお知らせをしたいというふうに思います。

この作文や、前段でお知らせした農業クラブでの優秀賞3年連続の受賞などが、農業高校生が自ら発信する農高の良さ、そういったものが、いろんな部分で伝わっているのではないかなというふうに感じておりますし、その他にも、農高の地域密着型の活躍は、まちからの支援も功を総じているものと考えており、新年度における入学希望者にも良い影響を与えておまして、きっと定員近い入学募集者が来るものと期待をしているところでもあります。また、ここには掲載しておりませんが、農業高校、今現在3年生28人在学しておりますけれども、進路についてお知らせをしたいというふうに思います。現在、進学希望は7人、就職希望は21人という状況になっております。現段階では、進学希望者全員の進路が決定をしており、就職希望では、今のところ11人の決定で、合計18人が進路決定ということで、内定率は64パーセントという状況でございます。今後、引き続き、就職予定の残り10人の就職先が決まるよう、高校側の積極的な関わりから、全員の進路が決定することを切望しているところでございます。

次に、給食センター関係でございます。10月2日と3日の2日間、昨年から始まりました学校給食試食会を開催をさせていただきました。1日当たり20名の定員を予定しておりましたが、両日とも定員を超えた町民の方に試食をしていただいたところがございます。特に2日目は、母村の特産品であります手延べソーメン、シメジ、椎茸と本町の農産物を組み合わせた、親子の絆給食を提供し、試食をしていただきました。児童生徒、さらには、試食会に参加をしていただいた方は、美味しく味わっていただくとともに、母村の食材を通じ、生きた食育として学べたことなど、感じとっていただいたところがございます。これらの特別な給食提供は、町長の政策として、児童生徒に、農業への理解と農産物の重要性、さらには、生産者や食べ物などへの感謝の気持ちを醸成できるように、地元の農産物を始め、米粉パンや地場産のソーセージなども特産品として給食に取り入れるように、栄養教諭が献立に工夫を凝らしながら、取り入れ実施をしているところでございます。

次に、雨竜町との給食業務の共同実施に向けて、11月25日には、雨竜町教育委員の皆様が給食センターの視察の方に来館され、また、昨日でありますけれども、雨竜町の理事者並びに議会議員全員に給食の試食をしていただきました。当日の通常の献立の中でも地産地消の取組みや、食缶での保温性なども実感をしていただいたところがございます。今後においても、細部にわたり協議や調整をしながら、平成27年度から、雨竜町に給食提供が円滑にできるように計画的に執り進めていることを報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、社会教育関係でございます。

最初に、PTA関係でありますけれども、11月9日、北空知PTA連合会第15回研究大会が、雨竜町と本町のPTAが当番となって、本町のゆめりあで開催をされました。北空知管内のPTA関係者330名の参加のもと、株式会社ゆめかなの代表である石川尚子さんを講師に招き、子供のやる気と行動を引き出すコミュニケーションと題した講演会

なども組み入れ、有意義に、かつ、盛会裏に終了することができたところでございます。

次に、女性団体、老人クラブ、中央区女性部のレインボー講座などに、社会教育主事職員を外向かせ、楽しみながら軽スポーツやレクリエーションを行い、健康に繋がるように支援を実施をしてございます。

次に、通学合宿でありますけれども、11月10日から16日までの1週間の長い期間、家庭を離れ、ヴィラトップから学校に通い、自分達で朝食や掃除、洗濯などを行い、集団生活の中で、規則正しい生活を通して、生活習慣や学習習慣の見直しを図る目的で実施をいたしました。子供たちの見守りや活動をサポートするボランティアとして、国学院短大から9名と、教育大札幌校から1名の計10名の学生に協力をしていただき、実り多い活動をすることができました。参加をした6年生25名は、この1週間で貴重な体験を通じながら、自主性、協調性を伸ばすことができた旨の発表もあり、期待をしていた成果があったものと考えております。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

下段の方になりますけれども、10月26日には11団体の出演にて、第30回の節目となる町民音楽祭が行われ、文化協会の主催の町民文化祭が、11月4日、15団体によります芸能部門の発表が、いずれも、ゆめりあホールを会場にして、議員各位にもご覧いただいたと思いますけれども、多くの町民の皆さん方の参加や、鑑賞をいただいたところでもございます。展示部門は、改善センターにおいて、11月1日から4日までの3日間、18団体、4個人が出展されました。

次に、母村交流としてでございますけれども、本町の中学校武道場が母村の木である檜材を使ったできたことを知った町内在住のマリンバ奏者の川村さんが、今度は、木のつながりで母村との交流を深めたいという意向申し出があり、母村と連絡調整をし、11月3日、母村の文化祭の中で、出演がかない、十津川中学校の校歌、千年の祈りなども含めたマリンバ演奏を行い、絆を一層深めてきていただいたところでございます。

次に、文化施設でありますけれども、かぜのび、開拓記念館は、10月30日をもって、会館を終了したところでございます。

続きまして、体育施設の関係では、温水プールが9月30日に、サンウッドパークゴルフ場は11月4日に営業を終了いたしました。ピンネスタジアム、ふるさと公園野球場などの屋外体育施設利用につきましては、11月14日をもって、営業を終了いたしました。なお、ここに掲載されておりませんが、そっち岳スキー場につきましては、当初12月7日土曜日にオープンをする予定でございましたけれども、積雪量の関係から、少し遅れて、本日のナイターからオープンすることとしたところでございます。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

スポーツ少年団関係では、卓球女子の部が、本人の努力と練習の成果から、今年、中体連全国大会出場を果たしていることなどが自信につながり、全道や全日本の大会へ出場常連となってきております。ご覧のとおり各種の大会で優秀な戦績を収めており、今後においても、更なる活躍が期待できるところでございます。野球少年団においても、10月5日から始まった中北空知野球選手権大会と、10月19日からの第12回道新杯少年野球大会において、見事、優勝を果たしてございます。また、11月3日、本町スポーツセンターを会場に行われました中空知剣道大会においても、団体戦、小学生の部、優勝、

中学生の部、準優勝と、あらゆるスポーツ種目において、それぞれ活躍をしていることを報告をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、10月20日、パークゴルフ協会の20周年記念式典が、会員並びに体育関係者が大勢集まり、20周年のお祝いをするとともに、更なる飛躍を誓い合うなど、盛会裏にこの20周年をお祝いする式典、祝賀会が終えたことを報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、図書館関係でありますけれども、貸出冊数、貸出人数ともに昨年に比べて、少し減じた利用状況となっておりますけれども、いつも申し上げているとおり、町内者の利用につきましては、前年に比べ微増傾向になってございます。なお、特別事業も図書館へ足を運ぶきっかけや、読書活動の推進に向けての事業を積極的に実施していることを、その表を見てご覧いただければというふうに考えております。

以上、申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時37分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、午前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、一般質問を行います。

先例に従い、通告順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

1番、安中経人君、登壇の上、発言願います。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） 通告に基づき、植田町長に対して、国の農業政策転換に対する町の対応はということについて質問をいたします。

昨夜、いつも見ているテレビのガイアの夜明けで、揺れる日本の農業と題して、農業の現状などが放映されておりました。いろいろな角度から農業を分析しておりました。今日の質問に少し関連するような感じがしております。そういうことで、本題に入りたいと思います。

国はコメの生産調整、いわゆる減反でございまして、廃止と畑作物を含めた補助金の見直しの方針を示し、平成26年度からの実施を固めております。食糧自給率の向上は国の安全保障からも大変重要であり、また、多面的機能を有する農地、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などなど、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料、その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を持ち合わせております。これをきちんと農地として管理することの意義は欠かせないものと同時に、多くの国民は安心して日々を過ごせる国土スペースと、豊かな環境の享受を受けているものと、私は考えております。今回、このような農業政策の大きな転換は、果たして示している試案、試みの案のとおり、現実により得るか非常に疑問を持つものであります。これは全国の農政を抱えている自治体の共通の課題であるとみま

すが、我がまちは、今後どのように基軸産業として農業を取り組んでいくのか、植田町長の考えを述べていただきたいと、このように思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、1番議員さんからご質問がございました、国の農業政策の転換に対する、まちの対応ということでございまして、その前に行政報告でも申し上げましたですけれども、本年度は3年連続の豊作と、米については豊作ということで、本当に素晴らしい年を迎えることができたということでございます。ただ、今ほどご指摘のありましたように、新たな課題といたしましては、米の生産調整の廃止、あるいはT P Pの問題でございます。これらについては、この行方をしっかりと見極めていかなければならないというふうに、実は考えております。このことを冒頭申し上げさせていただきたいと思っております。

そこで、ちょっとコメの生産調整の始まりというか、経緯をご説明をさせていただきたいと思っております。

米の生産調整につきましては、昭和17年に食糧管理法の制定後、米の増産に努めてきたところですが、需給バランスが崩れたことにより、昭和45年から国は減反政策を開始し、今日に至っているところでございます。需給バランスということは、やはりお米を食する方々が段々と少なくなってきたり、1人当たりの消費量が減ってきているというふうなことが大きく考えられるのかなというふうに、実は思っております。今から50年前の一人当たりのコメの消費量、118キロでございました。現在は、それではいくらかということになりますと、58キロでございまして、おおむねその差が1俵ということになるかと思っております。やはり要因は、人口減少、それと合わせまして高齢化といったようなものが大きな要因に挙げられてくるのかなというふうに、実は思っております。

そこで、先月、国は、これまでの米政策を抜本的に見直しを行い、米の生産調整を廃止することとし、農業者自らの責任と判断により生産性の向上や、質的向上を実現する農業経営を促進することといたしてございます。

本町におきましては、移住後123年を経過しようとしているところでございます。先人の皆さん方が、本当に素晴らしいこのような大地を切り開いていただいたということについては、当然、畏敬の念を持たなければならないというふうに思っておりますし、しっかりと、この先人の皆さんが作り上げてきた基盤を、やはり私どもがしっかりと守り、育てていくことが、最も重要でないのかというふうにも考えております。

こういった中で、やはり人が生きていくためには、食が最も基本とするところでございますので、その農産物を生産すること、これらについては、やはり生産者の皆さん方も使命であるというふうにも考えております。

ご指摘のとおり、日本の食糧の需給率につきましては50パーセントの目標に対し、現在は39パーセントと、依然低い状況にあります。国は国内の農業改革だけではなくて、参加12か国、先ほど申し上げましたように、環太平洋経済連携協定、T P Pの交渉を進めてございます。今日のテレビの報道によりますと、年内交渉はまとまらなかったということでございまして、明年1月以降にまたぐというふうなことでございます。

ただ、そこで、これまでも申し上げておりますように、米、麦、牛、豚肉等の農産物の5品目、これは重要品目として、これは今の政権が聖域としてしっかり守っていくというふうなことも言われておりますので、これは我が町ばかりでなくて、北海道農業にとっても重要なことであろうかというふうに思っておりますので、これからはしっかりとこの辺のことを主張していかなければならないと思っておりますし、同時に、しっかりと堅持をしていただきたいというふうに、実は思っているところでございます。

今、町といたしましては、今後、示されております米の生産調整廃止に伴う補助金等の見直しや、TPPの動向を見極めて、新十津川町の農業経営がしっかりと持続できるように、農協さんをはじめ関係団体とも十分協議して対処してまいりたいというふうに思っておりますので、そのようなことで答弁とさせていただきますと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、1番、安中経人君。

○1番（安中経人君） 今、町長から具体的な歴史的な農業に関わった、特に、米を中心とした話があった訳でございまして、再度質問してみたいと思っております。

まず、具体的に見ますと生産調整の名のもと、今、町長が言われたとおりでございまして、現在、米の直接支払交付金は10アール当たり1万5千円でございますが、26年度より半額の7,500円に減額され、さらに5年後には廃止と計画されております。

また、農地・水保全管理支払いは、地域の農業者が共同で取り組む活動に対して支払われておりますが、この件についても、農地・水保全管理支払いも、多面的機能支払制度と名目を変えていくような内容になっております。

話を換えまして、経済界や多くの国民は、農業政策に国は過剰保護をしており、安い海外の農産物の輸入を高い関税でもってブロックしている。現在、米で778パーセントということでございまして、国はこれを500から600パーセントくらいに下げようという計画も伺っております。そういうことで、高い関税でもって阻害しているがごとの論調であります。それは大きな認識の違いであると私は考えております。

これを別な角度から比較してみますと、私の手持ち資料が少し古いんでありますが、手元資料によりますと、主要諸外国の保護政策は、日本以上になってございます。例を挙げてみますと、直接支払制度で農業所得に占める割合は、アメリカで26.4パーセント、フランスでは90パーセント、イギリスにあっては95パーセントであります。これに比べて日本は15.6パーセントであり、これらの国と比較して突出した保護政策になっていないことが明らかであり、いかに日本が農家に対する直接支払の金額が低いかが歴然であるということを考えております。

このような中において、何点か更に具体的に伺いたいということでございます。

現行実施している直接支払制度は、農家の経営安定に大変重要であることから、町として国に対し、他の市町村やJAと連動して直接支払制度の復活に向けて行動を起こすべきと考えるが、そういう行動についてどういうふうに考えるかが1点目でございます。

2点目は、国の描いた農業政策シミュレーション、いわゆる、攻めの農林水産業のための農政の改革方針案。これは先月、今、町長も言われたとおり、11月の26日、農林水産省から出されております。この内容を読みますと、所得の増収を見込んでいるが、現実には現場の実態とほど遠く疑問であります。逆に減収が見込まれるのでは

ないかという懸念があります。このことは、まちの税収に大きくかかわってくることであり、そのような事態になることは、将来、新十津川の行政運営に大きな不安がよぎることになります。

そこで今回、国の制度変更による市町村負担は、従来どおり国が求めてくることは当然ですが、大切なことは、所得補償など減額が明らかとなることから、減収する目減り分の一部を町単独において、仮に、新十津川型直接支払いとして補完する大胆な考えも成り立つわけですが、こういう考えについて、町長はこの手法を起すかどうか伺いたいものでございます。

3点目は、同じく目減り分を補てんする一つの方策ですが、現在、若い担い手が町内にぽつぽつと増えてきております。これらの方々に対して技能習得助成として、現在、主流となっている空中散布におけるヘリコプターの無線操縦免許取得の一部助成について、検討の余地はあるのではないかと思います。こういう形で目減り補てんの方策として考えているかどうかについて、伺いたいものであります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 再質問で3点がございました。まず1点目の直接支払制度、要するに5年後に廃止をされるということでございますけれども、他市町村と連動して行動を起こすかどうかというふうなことでございます。国の農政改革でもって、このようなことが決定をされ、そして、閣議でも決定しているようでございますので、ただ、今の段階で、これを元に戻すということにはなかなか難しいのかなど。先ほど申し上げましたように、現実には米の生産量が過剰になってきているということでございますから、問題は今後、この過剰になっている状況を、要するに、生産調整が廃止になった後どういったような形で農業者の皆さん方の保護政策をとっていくかと、こういったことが重要になろうかと思っておりますので、むしろそういった方向に転換すべきだなというふうに実は考えております。従って、今、このことが5年後廃止されるということに伴って、それを見直すということについては、今のところ実は考えていない訳でございます。

ただ、一番最初にちょっと申し上げておかなければならなかったのは、米の生産調整の廃止も唐突に出てきたこととございまして、本当にこういった面では、非常に私といたしましても不本意に思っております。わずか一月か、一月余でもって、こういったような決断がなされたということについては、残念でならないというふうにも思っております。そういったことではありますけれども、今の段階ではそのような考え方は持ち備えていないということを申し上げたいと思っております。

二つ目に、目減り分を町が直接支払する考え方はないのかと、要するに、減収する分を、大胆に町で補てんをする意思がないのかということとでございます。先ほど1番議員さんのご質問の趣旨にもございましたように、日本型直接支払制度というふうなことでもって国は今後考えていこうということのようでございます。農業所得も13パーセントほど伸びると、僕は、どういうふうな試算でもって13パーセント伸びるのか、この辺はちょっと定かではございませんけれども、国の方ではそういったような言い方もされております。ただ、これまで本町におきましては中山間地域等の直接支払交付金、これは多面的な機能を維持していくということとございまして、そういった面で町もこのこと

に対して交付金も交付しておりますし、また、農地・水管理支払交付金についても、同様な形の中で町も交付をしているということと合わせまして、今行われております経営体育成基盤整備事業等につきましても、これまでも10億円以上のお金を各農業者の皆さん、これは土地改良事業でございますけれども、そういった中で、農業者の皆さん方の育成というか、そういう形の中で支援をさせていただいているところでもございます。従って今後は、日本型直接支払制度、国がどういったような方向で導いていくのかということになる訳でございますけれども、先ほど申し上げましたように、13パーセントが所得が伸びるというふうな話もされている訳でございますから、そういった形の中で期待をしていかなければならないのかなというふうに、実は思いもいたしております。

いずれにいたしましても、昭和45年以降、これまで続けてきたことが大胆に改革をされるということについては、大きないろんな衝撃があるのが事実でございますけれども、これらのことについてはしっかりと見極めながら、先ほど申し上げましたように、本町は、これからも農業を基幹としていくことについては変わりはないわけですから、そういったものを見極めさせていただきながら、進めてまいりたいなというふうに思っております。

三つ目のラジコンヘリの免許取得費の助成ということでございます。これらにつきましては、状況も土地改良事業に伴って、水田の一枚当たりの圃場も随分大きくなってございます。それと合わせまして、やはり防除というのは適期の防除が、もちろん必要な訳でございますので、そういったようなことと合わせまして、担い手育成といったような観点に立って、これらにつきましては、免許を取得をしようという方々に対する負担の軽減策を、26年度において取り組んでまいりたいなというふうに、実は考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 最後になりますけれども、再々質問はございますか。

はい、質問を許します。

○1番（安中経人君） なかなか難しい問題で質問しているわけですがけれども、思うとおり出口が見えない中で、今新しい農業政策の国の政策に基づいて、これから行くわけでございます。3年、5年、10年という中で、非常に今までの経営形態、それから新しい手法での経営形態、十分行政として、その辺は傾注して、分析を更にやっていただきたいと、私はこういう具合に考えております。このままで新十津川の農業が万が一崩壊していくようなことになったら大変なことになりますので、十分その辺の行政としてのかじ取りをお願いしたいと、私は思っております。

これ以上、質問回数がありませんので、もし、そのことで町長が、さらに踏みこんだ回答を出していただけるものなら、いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほども申し上げましたように、これからの本町の基幹産業の農業は、これは変わっていくわけでもないですし、これはしっかりとやはり育てていかなければならないというふうなことでございます。そういった中で、農業政策の一環として農業公社の設立もさせていただきましたし、そういったことで今、積極的に活動も展開をしていただいている訳でございますから、今後、農業公社、あるいは農協、先ほ

ども申し上げましたように関係団体とよく連携を取りながら、我が町の農業といったものを、しっかりとしたものにしていかなければならぬというふうに考えておりますので、そのようなことをご理解を願えればというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、安中経人君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、放課後児童クラブ事業についてであります。報告によりますと、平成25年度実施試行と平成26年度再試行を実施し、事業計画に基づき平成27年度以降の実施を定めるとありますが、以下の件についてお伺いいたします。

具体的に平成25年度行った実施試行計画はどんなことで、それによる効果はどうであったのか。また、平成26年度の施行実施の計画の具体的な取組みはどんなことか。その上による、平成27年度以降の計画はどうするのか、対象者はどうするのかお伺いしたいと思っております。

2点目は、学童保育と同じだと言っておりますが、学童保育と放課後児童クラブ事業との違いはなんであるのかお伺いしたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは9番議員さんの、まず一つ目のご質問にお答えをさせていただきますけれども、その前に、9月の定例会に同様なご質問をいただいておりますので、当然、重複はいたします。そういった中で、今回はちょっと少し長くなるかもしれませんが、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず最初に、平成25年度の放課後児童クラブの試行内容についてでございます。この試行は、あくまでも、朝の8時から午後6時30分、18時30分まで開館する児童館事業としての試行であります。このことをまず、ご承知おき願いたいというふうに思っております。

小学校の夏休みの平日及び土曜日並びに振替休校日の合計日数は25日間。夏休みにあつては、開館を30分早めまして、閉館を1時間延長してございます。振替休校日にあつては、開館を5時間早め、閉館を1時間延長して、8時から18時30分までの開館時間で行ったものでございます。小学校1年生から3年生までの児童の保育が、共働き家庭等の理由で困難な場合で、利用登録を行った児童に対し実施し、登録者数は16世帯で17人で行ったものでございます。延べ人数にいたしますと132人の利用実績がございまして、1日平均5.3人の利用でございます。開館を早めた時間帯にあつては1日平均4.4人、閉館を延長した時間帯にあつては1日平均0.6人の利用に止まる結果となりました。

本年度の今後につきましては、小学校の冬休み及び春休みの平日及び土曜日の合計18日間、夏休みの試行と同様の開館時間、実施方法で試行を実施する考えでございます。

次に、平成26年度の実施計画につきましては、現在、集計及び解析を行っております、子ども・子育てニーズ調査の結果内容により、その実施内容、実施方法等を定め試行す

る計画でございます。もう一度申し上げますけども、現在、子ども・子育てニーズ調査の結果を踏まえて、これらの内容を検討させていただきながら今後の実施方法なり、実施方法等を今後進めてまいりたいと、施行する計画であるということでございます。

次に、平成27年度までのお話もございました。27年度の実施につきましては、平成27年度から執行される、子ども・子育て新支援制度に向け策定される、子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブ事業を実施することといたします。この事業計画は、先ほど申し上げましたニーズ調査の結果等を踏まえ策定するものでございまして、従って、ご質問の対象者につきましても、この事業計画の中に盛り込まれることになろうかというふうに思っております。

続きまして、学童保育との相違について申し上げます。本年度実施いたしました放課後児童クラブの試行につきましては、最初に述べましたように、開館時間を延長した児童館事業としての試行でありまして、対象者は、朝夕の保護者による送迎、登録制度の採用など、その条件、実施内容等は、ご質問で用いられております学童保育と何ら変わるものではございません。ただし、ただしですよ、試行であることから、無料の児童館事業として実施したものであり、保護者負担を伴う学童保育とは、この点で相違する、異なるところでございます。

また、放課後児童クラブは、厚生労働省が示す、子ども・子育て支援事業の事業名称でございまして、行政においては、この名称を使用することとされています。共働き家庭などの理由により、昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後、長期休暇中等に保護者に代わって保育を行う学童保育と同一のものでございます。

また、先に教育委員会が定めた、9月の定例会にご質問ございました、教育委員会が定めた小学生の生活時間の決まりがあること並びに実施に係る施設及び担当職員の確保、実施経費に対する保護者負担等の関係から、学童保育を実施しないとするが、保護者からの要望、児童保育の検証等のため、児童館の開館時間を延長し、試行することとしたので、その検証結果により、今後の方針を見極めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この試行を行うことによりまして、保護者などの意向を把握し、今後の児童館、あるいは放課後児童クラブ事業等のあり方、必要性等を、これから策定いたします、子ども・子育て支援事業計画の重要な事項となる訳でございますので、そのようなことをご理解を願えればというふうに思っております。

以上で、放課後児童クラブ事業についての質問の二つございましたですけども、この2点についてお答えをさせていただきました。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再質問を許します。

○9番（樋坂里子君） ただ今の町長のお話を聞きまして、町が一生懸命取り組んでいっているということは分かりました。それで先ほど町長から言われました、9月の時の一般質問では、学童保育というのはしないというような答弁であったと思っております。それで、内容としては学童保育と同じような方法で、これからはやっていくということで良いんでしょうねと思って今話を聞いておりましたけれども、学童保育というのは、普通は学校の空き教室を利用して子供たちを預かって、結局、父母との子供を何時から何時までは預かりますよということを、正確に決めて、そして、受け入れと帰る

時間やなんかも、保護者がちゃんと迎えに来てとなりますよね。

だけど、放課後児童クラブというふうになると、受け取る時間というんですか、それもちょうど学童保育と同じように時間を決めて、親が迎えに来て初めて引き渡すという方向でもっていかれるのか、それでないか、普通のクラブですと、勝手に来て、勝手に帰るといふね、そういうようなことにことにもなりかねないんですよ。

それで、児童館を利用して、放課後児童クラブということをやっているということであれば、それと、その学童保育と変わらないことをやっていただくということであれば、子どもの最初と最後の責任も含めて、本当の学童保育と同じような形式で行くのか。

それと、学童保育となりますと、結局おやつ代であるとか、いろいろなこともあるんですよ。そして、父兄の方からお金をもらって受け入れるというのが学童保育なんですけども、平成27年度以降、本当の学童保育と同じような形式で、児童館で受け入れをやるのであれば、親からお金をもらってまでやる、本当の学童保育の内容と同じ方法でやられるのかどうかということも、お聞きしたいなというふうに思います。

アンケート調査しましたよね。それ11月29日締め切りだったんですけど、その後の集計というのは、まだできていないのか。もしできていて、それで今の町長の答弁のような形でもっていきよくなったのか、そこら辺、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほどの冒頭、ちょっと申し上げましたように、9月の議会ではなくて、6月の議会でした、失礼しました。

そこで今ほど2点ご質問がございました。まず、学童保育、前回の時に実施しないというふうなことでの、その考え方はということでもございましたですけども、施設及び担当職員の確保というふうなことと、それと同時に、保護者の負担金の問題、今ほどお話ございましたようなこともありますので、そのことについては、実施をしないという考え方で申し上げたところでございます。

次に、27年以降のニーズ調査、27年に向けてのニーズ調査、今現在解析中でございますので、もうしばらく時間がかかるというふうに思っております。これらについては、先ほど申し上げたようなことで、今後の計画に反映をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） はい、再々質問を認めます。

○9番（樋坂里子君） 良いことを取り組んでいただけるんでありますから、是非、多分、アンケートのニーズの中でも、そういうこといろいろ出てくるんでないかと思っておりますので、是非、父母、父兄の皆さんの意向をとり組んだ、進んだ学童保育的児童放課後児童クラブというんですか、それをやっていただきたいというふうに思いますので、くどいことは申しませんが、学童保育の実行をやるという建前で進めていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

答弁は、ありましたら、お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁よろしいですか。

それでは。

○町長（植田 満君） 今、ニーズ調査行っておりますので、そのことをしっかりと見極めさせていただきながら、今後に反映をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは2点目の質問に移っていただきます。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点目は、後期高齢者の健康診断受診率の向上についてであります。

新十津川町の後期高齢者の健康診断の受診率は、2011年度で8.45パーセント、2012年度は6.83パーセントと大変低い訳であります。この理由は、町側としては、何だというふうにお考えなのかということ、まず、お聞きしたいと思います。

それと、高齢者の健康維持と安心して生きてもらうために、健康診断の受診率を向上させるための検討策は、何か考えていらっしゃるのかどうか。

先ほどの、町長の行政報告の中にありましたように、後期高齢者の人数は1,343人ということと、それから受診率が9人でしたということをおっしゃっておりますので、今私が言いました、受診率が低い理由と、それから受診率の向上に向けた施策がされているのかどうか、そのことについてお答えしていただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは二つ目の質問でございます。後期高齢者の健診受診率の向上についてということでございます。なかなか受診率、後期高齢者ばかりでなくて、なかなか受診率の向上につながっていかないというのは、悩みの一つでもございます。町といたしましても、何とか多くの方々に受診をしていただけるように、今、日々努力はしているわけですが、結果的にこういったような状況にあるということでございます。だからといって、それに甘んじているということではないわけですが、まず、そのようなことをご理解を願えればなというふうに思っております。

そこで、後期高齢者の健康診査、まずここからお話をさせていただきたいと思います。これは、法令の定めるところによりまして、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施している事業でございます。後期高齢者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見及びその予防を目的とする健康診査であります。

本町の後期高齢者の被保険者数は、4月1日現在で1,319人です。11月末現在の後期高齢者健康診査の受診者数は100人で、受診率については8.33パーセントです。この受診者の約8割は70歳代で、残り2割が80歳以上の方です。特に、今年度新たに受診対象者となられた方、75歳になった方ですね、の受診率は約20パーセントです。ですから、これまで継続している方については、やっぱりしっかり受けていただいているということになるのですけれども。

また、本町の後期高齢者のうち93パーセントの方が、入院又は通院により医療機関で

加療中でございます。残りの7パーセントの方が医療機関にかかっていない状況にあるということでございます。ですから、医療機関にかかっておられる方につきましては、それなりの審査を受けているというふうな理解をなされているのではなかろうかなというふうにも思っております。

この状況下において、後期高齢者の健診受診率が伸び悩んでいる主な理由としましては、考えられることは、まず一つ目としましては、今ほどもちょっと申し上げましたように、93パーセントの医療機関での加療中の方が、医療機関で後期高齢者健康診査と同様の検査を受けており、健康診査を受ける必要がないというふうに判断しておられる方が多いのではないかとということでございます。

二つ目は、これまで健康診査を受診したことのない方は、生活習慣病には自覚症状がほとんどないこともあり、健康管理に対する意識が低いと言ったら、ちょっと語弊があるのかもしれませんが、意識が低下しているというか、ということでございます。後期高齢者になってから新たに健康診査を受診することにはつながりにくいなどが考えられます。ですから、今ほど申し上げた理由が、受診率の低さにつながっているのかなというふうにも思っております。

そこで、次にどうやって受診率を高めていこうかというふうな検討策になる訳でございます。後期高齢者の健診受診率を向上させるためには、やはり若いときから、健康診査を継続して受診することが習慣化されることが必要でございます。そのため、40歳から74歳を対象とする特定健康診査を始め、30歳代を対象とする、町単独事業の若年者健康診査の受診率の向上を図る必要があると思っております。より若い年代から健康に関心をしっかりと持っていただく、こういった仕組みづくりを今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

ちなみに、ちょっと日本の医療費を申し上げますと、24年度国の概算の医療費39兆2千億円だそうでございます。そのうちの45パーセントが70歳以上の方が占めているということでございます。本町もちょっと調べてみました。平成22年の資料は古いんですけども5月分でございます。60歳以上、74歳までの医療費は、全体の60パーセントを占めているという状況下でございますので、やはり、健診を受けていただいて、早期発見、早期治療といったようなものが医療費の抑制にもつながっていくということになる訳でございますので、そのようなことで理解を願えればなというふうに、実は思っております。

そこで、健診の普及方法でございますけども、老人クラブの活動、あるいは地域の集会、団体組織の行事等へ出向きまして、又は、個別の健康相談等における日々の保健活動、食生活改善活動等により、健康診査の重要性を伝えるとともに、現在行っている各種健康づくり推進事業を進めてまいりたいと思っております。高齢者の健康づくりは高齢になってから始めるのではなく、先ほどから申し上げておりますように、若い年代から自分の健康に関心を持っていただき、自分の健康は自分で守ることを基本に、健康診査を受診し、自分の体の状態に合った食事や運動などに取り組んでいただき、住民主体的な健康づくりを推進してまいりたいというふうに思っております。

今年度、健康プラン新十津川第2期がスタートいたしました。健康寿命の延伸並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防、さらには、生活の質の向上を図るため、今後も、

子どもから高齢者まで、町民全体の健康づくりの推進に取り組んでいく所存でございますので、このことを申し上げまして、二つ目の答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問を許します。

○9番（樋坂里子君） 今ほど町長さんが言われましたように、後期高齢者の受診率というのは、本当に低いわけですが、私は受診率が低い訳の中の一つは、料金、健康診察料というのですか、健診料というのでしょうか、それが高いということもあるのかなと思ったりもしています。

それと、受けたくても会場まで行く足の確保というんですか、自分では行かれないし、そうかといって、子供たちに送り迎えしてくれども、結構お年寄りの人ってそういうところ遠慮している人が多いんですよ、話を聞くと。だから、健康診断がありますよという時は、町がバスで各行政区を回って受診者を集めて回るとい、そういう方法も向上の一つになるのではないかな、というふうに私は思っております。

それと、高齢者になってから健康診査を受けたところ、今までの特定健診、若い人方が受けている健診より、受診項目が少ない健診だったという方がいました。それは心電図なんですけども、これから年を取ったら心臓の検査というのが一番大事なのに、心電図を削るということは、やっぱりおかしいのではないのでしょうかという方がいたんですよ。たまたま受けに来て、一番大事な健診を外されたということでショックを受けたという人もおりました。特定健診を受けてもらって、それから高齢者の受診も、継続してやっていけるような方法ということでは、先ほど町長、老人クラブだとかいろいろところで宣伝したり、やりますよということを書いてましたけども、町でやるその健診の向上をするためには、料金と足の確保と、それから内容ですね。それらの充実が伴うんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、その点について、受診料を下げますって言うだけであれば一番良いんですけども、そこら辺まで考えて高齢者の受診率を増やすということを考えているのか。

また、北海道各自治体の受診率の表なんか見ますと、四十何パーセントとかっていうところもある訳なので、そういうところではどういうことをして受診率を上げているのかということも、検証されたらいいのかなというふうにも思いますが、町長は、そういうところに保健師さんを派遣してやるということまで、予算化していただけるかどうか。その辺についても伺いたしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 三つの再質問がございました。要するに受診率の向上のためにということでございますけれども、まず最初に、足の確保という話もございました。これは全くないとは限らない訳ではございますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、高齢者のうち93パーセントの方々が、それぞれの入院、又は通院によって医療機関にそれぞれ行っておられるということでございますので、そういったようなことが一番大きな要因になっているんでなかろうかなというふうに思っております。ですから、行かれています患者さんも、やはりそういう思いもあるでしょうし、医師の方もそれなりのプライドというか、そういうものもあるでしょうから、そういったもので、こういったことにつながっているのかなというふうに思っているところでございますので、全く

ゼロとは申し上げませんが、こういったものが大きな要因だということが言えるかと思えます。

それと、後期高齢者の健診の関係につきまして、受診項目の話でございますけれども、これは連合の方で決めていることでございますので、町で単独で決めているわけではございません。心電図のお話ですね。健診の自己負担は、25年からは無料ということになってございます。はい、以上です。

○議長（長谷川秀樹君） あ、もう一つ、受診率の高い町村の内容というか、そういったものを精査した中で取り組むものがあるかというような質問だったと思うんですけども。

○町長（植田 満君） これにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、連合で進めている状況でございますから、それらについては、もう一度、検証はしてみますけれども、ほぼ、全道的にはそんなに多少の率の上下はあると思えますけれども、そんな大きな差は無いというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 最後、再々質問はありますか。

はい、質問を認めます。

○9番（樋坂里子君） 高齢者の健康診査ばかりでなくて、特定健診もそうですけれども、中身は連合で決めているということですが、北海道各町村の資料を見ますと、特定健診でも60から80とかっていう受診率の所もありますし、老人の受診にしても、そういう所が結構あるんですよ。やっぱりそれは、日ごろからずっと進めてきた、先ほど町長さんが言われたように、若い時からのずっと継続して町でそういうことに取り組んで、それが継続されていて、そして、お年をとってからも健康診断の受診をしているのではないかなというふうには思います。やはり、積極的に受けてもらう。そして受診率を上げていただいて、健康で長生きしてもらう。先ほど九十何パーセントが病院とか、入院してるとか、通院とかって言いましたけれども、そういうふうにならないように、普段の健康診断の審査を重ねていただいて、健康で長生き、ピンピン、ころりというのが、私の使命なんですけれども、そういうような方向に行くような取り組みをさせていただきたいということを申し上げて、回答はいいませんが、ぜひそのように進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、9番、樋坂里子君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで休憩いたします。

（午後1時55分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、引き続き、一般質問を行います。

（午後2時05分）

○議長（長谷川秀樹君） 次に、2番、西内陽美君、登壇の上、発言願います。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長の許可がありましたので、通告に基づきまして一般質問を

させていただきます。平成26年度予算編成の方針について、町長に質問いたします。

本町の基幹産業の農業に対する政策、社会福祉財源とした消費税率の上昇、生活保護法の改定など、住民の生活への大きな影響を憂慮する昨今であります。

我が町においては、今年度予算では歳入の約59パーセントを占める地方交付税の不透明、不確定な中であって、予算の編成にはおそらくご苦労されていることとは思いますが、この時期は、各課からの予算への要望が示される時期でありますし、現在の状況での予算編成に対するお考えや、方向性についてお伺いしたいと思っております。

今年度の一般会計、各特別会計の予算総額は56億7,230万円と、昨年度の当初予算額に比べ4.6パーセントの減額となりました。町長が今年度の町政執行方針の中で、常に事務事業の見直しを行い、低コストで効率的な行政を推進すると述べられましたように、一般会計の当初予算が、27年ぶりに50億円を下回る額で、コンパクト予算でありながらも町内の防犯灯のLED化、公共交通の確保など、大きな事業を計画、実施されました。

しかしながら、歳入確保にあたっては、先に申し上げましたように、国の政策にほんろうされがちで、不確定な部分が多分にあり、加えて、町内の各行政区会館のうち、耐震基準を満たしていない7か所の自治会館について、補強改修ではなく、全ての自治会館の建て替えをすることのご判断をされたと同っておりますので、歳出に関しましても、例年のない編成が組まれる可能性があるのではないかと考えております。

翌26年度は、植田町長が第6代新十津川町長に就任されてから、ほほえみ、気くぱり、やる気、優しさに満ちた郷土のまちづくりを目指し、果敢に様々な事業に取り組まれている2期目の仕上げの年度を迎えます。

また、第5次総合計画が策定され、2年目であり、様々な事業効果への考察も加えられる頃かと考えますので、この点も含めまして、26年度の予算編成の方針、方向性などをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） それでは、西内議員さんから、平成26年度の予算編成に向けての編成方針はどうかというふうなご質問でございます。

26年度の予算執行方針につきましては、3月にしっかりと申し上げたいなというふうに思っておりますけれども、せつかくのご質問でございますので、お答えいたしたいというふうに思っております。

11月の25日に新年度に向けての予算編成会議、これは、職員を対象にしまして予算編成会議を持たさせていただきました。これから申し上げることにつきまして、職員の方々にはお伝えをしたところでもございます。そういった中で予算の編成を、今、職員の皆さん方、それぞれの立場で予算編成作業を行っております。

そこで平成26年度は、今ほどお話ございましたように、私も最後の年でございます。この間、本当に議員の皆様をはじめ、町民の皆さん方に支えていただきながら、今日まで至った訳でございます。こういったことにつきましてのご支援とご協力に対しまして、心から厚く感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

そこで、私は、第5次総合計画におきまして目指す町の将来像を、豊かな自然、あふ

れる笑顔、みんなで創る、いきいき未来と掲げまして、計画に沿った取組みを、今、進めているところでございます。これまでの2年半で、さまざまの事業をさせていただいたところでもございます。今ほど、お話もございました武道場の建設から始まりまして、農業公社の立ち上げ、農業基盤の整備、街路灯や防犯灯のLED化といったようなことも、今現在、進めさせていただいたところでもございます。ただ、そういった中で、財政の状況をしっかり見極めた中で、予算の編成をさせていただいて、今日に至っているということでございます。

しかし、就任いたしましたから、いろいろと状況も大きく、社会情勢も大きく変化してございます。そういった中で、特に今、一番の課題となっているのは、やはり人口減少と少子高齢化の問題でございます。これは、我がまち単独でどうこうできるような問題でもございませんけれども、やはり、こういった重要な課題であることは間違いない訳でございます。本年の9月末の住民基本台帳の人口によりますと、とうとう我がまちも7千人を切ったということでございまして、人口の減少は、やはり、まちづくりや地域づくり、地域経済に大きな影響を及ぼすことになる訳でございます。

こういったような人口減少下において持続可能なまちづくりを目指すために、来年度は、先ほど申し上げましたように、職員の皆さん方に申し上げましたように、3つの柱を重点として取り組む考えを持ってございます。

非常に大きく捉えていただければと思うのですが、まず、町民の皆さんが、やはり安全で安心して暮らしていただくことが大事であるということから、安全、安心のまちづくり。これを第1番目に上げさせていただいております。近年は異常気象、予想できない災害が頻発しております。やはり、町民の皆さんが安全で安心して暮らしていただける、こういったまちづくりを最大の目標に、くらしの安全確保に重点を置きながら、地域住民と共に支えあう地域づくりに努めてまいりたいというふうにも思っておりますし、併せまして、文化の発信やスポーツの振興等にも努めてまいりたいというふうにも考えております。これがまず、一つ目の安全、安心のまちづくりでございます。

次に、魅力と活力あふれるまちづくりということでございまして、過日、日本ハムファイターズの二人の選手が本町の応援大使に決まりました。来年1年間、この二人の選手に力を借りながら、町民の皆様とともに交流をしていただくということになるわけでもございまして、まちの魅力や情報の発信についてお手伝いをしていただくことになるわけでもございますけれども、そのためにも、良質な食を生む基盤づくり、地域を支える商工業の振興と、我がまちの魅力をより活かした観光づくりを推進してまいりたいというふうにも思っております。既に観光づくり等につきましては、観光振興計画も策定済みでございますので、こういったようなことを計画に沿って進めてまいりたいというふうにも考えております。

最後に、自然と共生する継続可能なまちづくりということで、自然環境の保全及び循環型社会の形成を進め、素晴らしい自然環境を後世に、やはりしっかりと引き継いでまいりたいというふうにも考えてございます。特に最近では、これは一番目と関連が出てくる訳でもございますけれども、温室効果ガスを吸収する機能の極めて大きいのは、やはり森林なんです。やはりこういった森林の機能、林業の再生といったものを含めて取り組んでいければというふうにも考えております。

先ほど申し上げましたように、平成26年度は最後の年になるわけでございます。これまでのまちづくりの評価を受ける年として認識いたしてございまして、予算におきましても、限られた財源の中で職員ともども英知を結集して、この課題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上を申し上げまして、非常に雑ぱくというか、包括的な話になりましたけれども、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

はい、質問を認めます。

○2番（西内陽美君） 毎年実施される町民アンケート調査では、町民へのアンケート設問の、まちづくりで充実すべき施策はという問いに対し、医療の充実や疾病の早期発見と健康管理、高齢者介護サービスの充実、除排雪対策が上位を占めてきました。

ところが、今年3月に実施されたアンケート結果では、不満であるとする順に、雇用の安定と促進、労働者対策の推進、中小企業等の経営支援が挙げられ、町が特に力を入れて取り組んだ方が良い施策としては、除排雪対策に次いで雇用対策、農産物のブランド化支援が続き、農業者の育成や商店街の活性化の支援など、いわゆる、経済対策が上位に上がってきています。

こういった町民アンケートの結果なども、来年度の予算編成には反映されるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 今ほどご指摘のあった件につきましては、行政評価もいただいて、外部評価もいただいてございますので、そういった評価委員さんの評価判断に基づいて、まず、予算の編成といったようなものにも、当然、取り組んでいかなければならないと思っておりますし、アンケート調査もさせていただいたところでございますから、このアンケート調査もそれらのものも、真摯に受け止めながら取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、雇用の問題、これにつきましては、雇用の確保のために企業誘致条例を、前回の議会でもって条例改正させていただいた経緯もあるわけでございますけれども、なかなか厳しい状況にあるということだけは申し上げられるのではなからうかなというふうに思っております。

日本全体の中では、東京は非常に今良い状況下にありますがけれども、北海道においてはやはり札幌、それ以外のところについてはなかなか回復の兆しが、どうもはっきりと見えてこないというのが実情でないのかなというふうに思っております。

そういった中で、雇用情勢は依然として厳しいということは言わざるを得ない訳でございますけれども、それを、一挙に解決の方策に導いていくというのは、なかなか至難な状況であるというふうにも思っております。

ですから、アンケート調査としては、そういう思いを持っていただくことは、非常に、また、行政としても取り組んでいかなければならないというものはあるんですけれども、なかなか、今、町単独でもって雇用の情勢をどうやって誘導していくのかということについては、非常に厳しいものがあるのかなというふうにも思っております。

ただ、そういった中で努力はしなければならないというふうには思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 最後の質問ございますか。

はい、質問を許します。

○2番（西内陽美君） 来年度の施策事業には雇用対策や住宅問題、子育て支援や高齢者の生活支援など、予算編成に期待したいものがたくさんありますが、町民アンケートを見ますと、住民は医療や介護等の充実を求めながらも、経済の活性化や産業振興も望んでいることがよくわかってきます。これは、本町が抱える課題としての少子高齢化や人口の減少問題が、そういった現実を如実に示しているのではないかと思います。

先ほど、私の最初の質問の町長のご答弁、冒頭にもありましたように、人口減少化問題、少子高齢化は重要な課題であるというふうにつえられているというふうにおっしゃいました。この問題は長いスパンで取り組まなければいけないと思いますが、悠長に構えていられないというのが本町の現実であると思います。

ご高齢の方々が多くなるのは、大変おめでたいことですから、どんどん長生きをしていただきたいと思いますが、それで安心して年を重ねていける町にするには、福祉サービスの充実は欠かせません。それを支えるのが若い世代、働く世代ですから、この層を厚くするという施策を打っていく必要があると見ます。これは、早急に取り組まなければならないと思います。

この課題に関しましても、是非、町長のお考えをお聞きしたいところでございますが、この件に関しまして、私の今回の通告いたしました一般質問の内容と、ちょっと変わってきますので、また機会をいただきましたら、改めて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上で一般質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、町長、ちょっと思いを答弁していただきます。

○2番（西内陽美君） すみません、ご配慮ありがとうございます。

私も、同じように人口問題大変だと思っておりますし、町民の皆様も、もちろん、人口の減少問題ですとか、住宅問題、定住問題は大変興味が、関心がありまして、心配されております。それに対する対策も、もちろん期待されているところでございます。それは、町民アンケートだけではなくて、全町を回りました議会報告会の中でも、皆様からの意見として把握しておりますので、ただ今ご配慮いただきましたように、ご答弁いただいて、もし、私の思いとちょっと反するようなご答弁いただいた場合に、私、規則でもって、もう意見も質問もできないものですから、ご答弁いただくかどうかは議長のご判断にお任せいたします。ご配慮ありがとうございます。

○町長（植田 満君） 2番議員さんが、ちょっと通告からそれるかもしれませんがというような思いもありましたけれども、この趣旨に沿った質問かなと思っておりますので、町長に答弁を求めます。

答弁を求めます。

○町長（植田 満君） 今ほどご指摘のありました、雇用から介護、福祉、医療、これすべてが重要なことであることは間違いありません。そういった中で、やはり雇用の問題については、先ほど申し上げましたように、人口形態の中でも、生産人口をいかにして増やしていくかということになる訳です。そうしますと、やはり、そこで働く場所をまず確保しなければならないということになる訳でございます。そういった

中で前回も、企業誘致条例を改正をさせていただいて、企業の方がうちの町に入っただけのような、そういった仕組みづくりをしてきた訳でございまして、それがすべて解決の道筋になるとは言えませんが、そういったようなことも一つの方法だと思って、これまで進めてきたと。

ですからやはり、生産人口をどうして増やしていくのかということについては、これからの重要な課題。それがひいては、バランスの良いまちの人口形態にもつながっていくのかなというふうにも思っているわけでございます。

やはり、高齢化比率は段々と高まってきているのは事実でございますけれども、高齢者の皆さん方は、今日まであらゆる面で努力をしてきていただいで、今日の基盤を作っていたということについては、当然、感謝をしなければならないと思っておりますけれども、やはりそういった中で、いかにして高齢者は高齢者として大事にしつつも、生産人口をいかに拡大していくかと。これが一番大きな課題になってくるんでなかろうかなというふうに思っておりますので、これらについても、なかなか一朝一夕に解決するような問題ではないと思っておりますので、そのことは念頭に置きながら、これからの町政の推進に当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、西内陽美君の一般質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

〔演題撤去〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 2 時 25 分）

◎請願第 3 号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 7、請願第 3 号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願を議題といたします。

紹介議員であります安中経人君より、提案理由並びに内容の説明を求めます。

1 番、安中経人君。

〔1 番 安中経人君登壇〕

○1 番（安中経人君）

〔説明の記載省略〕

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、新十津川町議会会議規則第 92 条第 1 項の規定によりまして、所管の経済文教常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直

しに関する請願は、経済文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、陳情第1号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、新十津川町議会会議規則第95条の規定により、所管の総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、説明、委員会付託

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、陳情第2号、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、新十津川町議会会議規則第95条の規定により、所管の総務民生常任委員会に付託をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情は、総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。

世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今上程いただきました、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。お手元にあります、新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

本町職員の給与等につきましては、従来から申し上げておりますように、人事院勧告に基づく、一般職の職員の給与に関する法律に準拠して、労使交渉を経て、必要な改定を行ってきております。

今年度の人事院勧告による給与改定ではありませんが、本議案は、昨年度勧告されたものの、給与の臨時削減などを勧案し、1年先送りされたもので、本年法律改正された後、11月15日付けで総務副大臣からの技術的助言が示されております。

それでは、内容を申し上げます。

第4条第6項を改正し、55歳を超える職員の昇給は、その職員の勤務成績が極めて良好である場合、または、特に良好である場合に行うものとするもので、現在、2号給の昇給となります。勤務成績が良好である場合、これはいわゆる標準的な場合ということですが、この場合では昇給しないとするものでございます。

提案理由にありますように、公務員の給与は平成18年に大規模な給与構造改革が実施されましたが、その後も官民比較で生じている給与格差の実態に合わせて、世代間の給与配分の見直しが続いております。今回も、同様の趣旨により改定するもので、平成26年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第53号、新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第53号、新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。職員の再任用に関し、任用期間の特例を設けるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては同様、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決をたまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） ただ今上程いただきました、議案第53号、新十津川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思っております。

国家公務員の雇用と年金の接続につきましては、本年3月26日に閣議決定され、現行の再任用制度の仕組みにより、年金支給年齢に達するまで希望者を再任用することとされました。これを受けて、地方公務員についても、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう、総務副大臣からの技術的助言が示されたところでございます。

本町におきましても、従来から再任用に関する条例が制定されておりますので、この仕組みを基本として、定年等で退職した職員が希望する場合、年金支給年齢に達するまで再任用する対応を整えることといたしました。

今回の改正は、年金支給年齢に達する対象者と時期を明確にして、その年齢まで再任用できるよう整理したものでございます。

内容につきましては、任用期間の特例を設けるもので、条例附則第2項の表中で、再任用できる年齢を、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた者は61歳まで、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた者は62歳まで、以下同様に、63歳まで、64歳までとする措置であります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用したいとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。次ページの下段でございます。ごみ処理運営の適正化を図るための、ごみ処理手数料の額の改正並びに消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の額の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、住民課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） ただ今、上程いただきました議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について、内容説明を申し上げます。新旧対照表も併せてご覧願いたいと思います。

一般家庭ごみの処理手数料は、従前無料であったものを平成15年度に有料化いたしました。その手数料の設定につきましては、町長の諮問機関であります廃棄物減量等推進審議会におきまして、ごみ処理経費全体に対する住民負担率を25パーセント以内とするべきとの答申が示されたことから、これを踏まえ、現行の手数料を設定したものでございます。

住民負担率をみてみますと、有料化開始から平成19年度までは20パーセント台で推移しておりましたが、有料化によって従前の3分の2まで減少しました一般家庭ごみの1人当たり排出量が徐々に増加に転じ始めたこと、そして、焼却処理を委託しております民間企業の経営悪化による2度の処理料値上げや、その後の当該企業の撤退に伴う新しい焼却処理施設の建設などが相まって処理経費全体が膨らみ、平成24年度には、住民負担率が14パーセントまで低下いたしました。

中空知衛生施設組合構成各市町におきましても同様の課題が生じており、受益者負担としての住民負担率適正化が必要であるとの共通認識のもと、手数料見直しの際には、時期や金額について同一歩調をとることが望ましいとの結論に達したところであります。

これらの経緯等を踏まえ、本町におきましては、住民負担率を20パーセント程度まで引き上げることとし、これを現在のごみ処理手数料に換算すると25パーセントの引上げ率になることから、今回の改正手数料額といたしました。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理手数料の改正については、来年4月の消費税及び地方消費税の税率改正による相当額を加えた改正を行うものであります。

具体的な金額は別表のとおりでございます。ただし、町の最終処分場に直接搬入する手数料につきましては20パーセントの値上げとしております。これは、直接搬入に係る手数料の統一性を持たせるため、中空知衛生施設組合の中間処理施設へ直接搬入したときの手数料の値上げ率20パーセントに、合わせて設定したものでございます。

改正条例案の附則についてでございますが、平成26年4月1日から施行し、その日をもって当該処理に係る改正された手数料を適用するものであることを示しております。

以上で、議案第54号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第54号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。多様化する施設利用に対応すべく、使用者区分及び使用料の上限額を見直し、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めます。

なお、内容の説明につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 高松 浩君登壇〕

○産業振興課長（高松 浩君） それでは議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。なお、この交流促進施設につきましては、サンヒルズ・サライの施設でございます。

今回の改正につきましては、平成26年4月1日からの消費税率の改正及び多様化する施設利用に対応すべく、使用者区分及び使用料の上限額を見直し、施設の適正な運営を図るため条例の一部を改正するものでございます。

条例の第10条第2項についてでございますが、これは、使用料でございます。新旧対照表をご参照願いたいと思いますが、後段部分の消費税及び地方消費税の合計額に相当する額につきまして、平成26年4月から5パーセントから8パーセントの改正及び10パーセントへの改正が予定されていることから、外税とするため、使用料には含めないものとして削除するものでございます。

また、別表についてでございますが、使用者区分につきまして、現行、小学生以下、中学生・高校生及び大学生・一般の3区分としてございますが、一般的に区分されております、小学生以下及び中学生以上の2区分に修正するとともに、宿泊使用の使用料の上限額につきまして、現在、一部屋4人部屋となっているところでございますが、近年の利用が1人ないし、2人と、少人数での利用割合が多くなってきていること、また、本年11月からの電気料金11.8パーセントの値上げなどから、小学生以下を3,500円、中学生以上を5,500円に修正するものでございます。

また、日帰りの使用料の上限につきまして、消費税分5パーセント分を除いた金額に修正するものでございます。

併せて備考に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算すると明記いたします。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日からとしてございます。

なお、サンヒルズ・サライにおける来年4月1日の新料金につきましては、全面的に変えることなく、可能な限り現行料金として行うこととしておりますが、1室1名ないし2名での宿泊の使用料金のみ変更する予定と聞いてございます。

以上、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第55号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。多様化する施設利用に対応すべく、使用料の上限額を見直し、施設の適正な運営を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明につきましては同様に、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 高松 浩君登壇〕

○産業振興課長（高松 浩君） それでは議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願いたいと思います。なお、この体験交流施設は、サライの南側にありますコテージのヴィラトップでございます。

今回の改正につきましては、多様化する施設利用に対応すべく、使用料の上限額を見直し、施設の適正な運営を図るもの及び、平成26年4月1日からの消費税率の改正のため、新十津川町体験交流施設の条例の一部を改正するものでございます。

条例の第8条及び第10条第2項に係る別表の体験交流施設使用料設定基準でございます。新旧対照表をご参照願いたいと思いますが、別表中の使用料でございますが、本年

11月からの電気料金11.8パーセントの値上げ及びゴールデンウィーク、夏休み期間等の繁忙期における料金設定ができるよう上限額を修正するとともに、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額につきまして、平成26年4月より5パーセントから8パーセントの改正及び10パーセントへの改正が予定されていることから、外税とするため、使用料金について消費税分を除いた料金に修正するとともに、文言を含むから加算するに改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日からとしてございます。

なお、ヴィラトップにおける来年4月1日の新料金につきましては、全面的に変えることなく、可能な限り現行料金で行うこととしておりますが、夏休み期間、ゴールデンウィーク、お盆、正月の繁忙期における料金設定についてのみ、変更する予定と聞いております。

以上、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する内容とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第56号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第57号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程いただきました議案第57号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第4号でございます。

平成25年度新十津川町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,842万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億507万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容の説明につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第57号、平成25年度新十津

川町一般会計補正予算第4号となります、内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入、補正のある款のみ申し上げます。

14款、使用料及び手数料。補正額140万円、計1億2,972万7千円。

15款、国庫支出金。補正額1,346万6千円、計3億2,566万5千円。

19款、繰入金。補正額768万5千円、計2億6,261万8千円。

21款、諸収入。補正額67万2千円、計1億4,188万3千円。

22款、町債。補正額1,520万円、計2億7,860万円。

歳入合計、補正額3,842万3千円、計52億507万1千円であります。

8ページ、歳出を申し上げます。

2款、総務費。補正額152万6千円、計4億3,579万4千円。財源内訳、一般財源152万6千円。

3款、民生費。補正額204万円、計6億5,098万6千円。財源内訳、一般財源204万円。

4款、衛生費。補正額920万9千円、計4億9,606万2千円。財源内訳、特定財源、地方債50万円、その他財源140万円、一般財源730万9千円。

6款、農林水産業費。補正額191万9千円、計2億9,747万5千円。財源内訳、特定財源、その他財源であります、67万2千円、一般財源は124万7千円。

8款、土木費。補正額485万7千円、計5億7,689万2千円。財源内訳、一般財源で485万7千円。

9款、消防費。補正額はありません。財源の変更であります。財源内訳、特定財源、地方債790万円、一般財源減額の790万円。

10款、教育費。補正額26万2千円、計3億8,855万6千円。財源内訳、一般財源26万2千円。

11款、災害復旧費。補正額1,861万円、計2,461万円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,346万6千円、地方債680万円、一般財源減額の165万6千円。

歳出合計、補正額3,842万3千円、計52億507万1千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1,346万6千円、地方債1,520万円、その他財源207万2千円、一般財源768万5千円です。

次に、地方債の補正を説明いたします。6ページに戻ってください。

第2表、地方債補正であります。まず、追加であります。

起債の目的、現年度発生公共土木施設災害復旧事業債、限度額340万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5パーセント以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

次に、現年度発生林業施設災害復旧事業債、限度額340万円。起債の方法、利率、償還の方法については、現年度分と同じであります。

次に、変更であります。変更のある部分のみ申し上げます。

起債の目的、西空知広域水道事業出資債、補正前限度額250万円、補正後限度額300万円。

次に、消防車両更新事業債、補正前限度額2,010万円、補正後限度額2,800万円。各内容につきましては、歳出で申し上げます。

次に、歳出の内容を申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額152万6千円、計1億2,467万3千円。財源内訳、一般財源152万6千円。内容を申し上げます。6番、電子機器管理事務152万6千円。これは、ウィンドウズXPパソコンのサポートは、平成26年4月9日で終了することから、セキュリティ対策上からサポートされる機種に更新するものでございます。

続きまして、21、22ページであります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額204万円、計6,359万8千円。財源内訳、一般財源204万円であります。内容を申し上げます。14番、福祉灯油助成事業204万円であります。これは、灯油価格が高騰していることから、高齢者世帯等の低所得者世帯に福祉灯油として交付するものでございます。1世帯100リットルを限度として、170世帯を見込んでございます。

続きまして、23、24ページとなります。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額356万3千円、計1億8,803万5千円。財源内訳、一般財源356万3千円。内容を申し上げます。3番、後期高齢者医療療養給付費負担金356万3千円であります。これは、平成24年度の療養給付費確定に伴いまして、負担金の精算分、不足でありますので、その分を計上するものでございます。

4款1項6目上水道費。補正額51万2千円、計3,005万8千円。財源内訳、地方債50万円。これは西空知広域水道事業出資債であります。一般財源1万2千円。内容を申し上げます。2番、西空知広域水道事業出資金51万2千円。これは、徳富ダムの湧水対策工事の追加工事に伴いまして、水道負担分のうち新十津川分の補正でございます。

4款2項1目塵芥処理費。補正額513万4千円、計1億3,890万1千円。財源内訳、特定財源、その他財源であります、140万円、これは廃棄物処理手数料であります。一般財源373万4千円。内容を申し上げます。1番、ごみ収集事業513万4千円。まず、印本費でありますけれども、これは平成26年度4月からの料金改正に伴い、ごみ袋の購入が増えると予想されることから、袋の作製費と分別の手引きの改定版の作成費でございます。それから、委託料につきましては、袋販売が増えることに伴います手数料収納事務委託料の増額分でございます。

続きまして、25、26ページとなります。

6款2項1目林業振興費。補正額191万9千円、計5,552万5千円。財源内訳、特定財源、その他財源で67万2千円。これは有害鳥獣駆除負担金でございます。一般財源は124万7千円。内容を申し上げます。1番、有害鳥獣駆除対策事業191万9千円。これは、エゾシカの駆除数が当初予算見込み数を上回ったことから、不足手数料を補正するものであります。本年は83頭の駆除でございました。

続きまして、27、28ページとなります。

8款1項1目土木総務費。補正額55万7千円、計2,177万4千円。財源内訳、一般財源55万7千円。内容を申し上げます。6番、農業集落排水事業特別会計繰出金55万7千円。この内容については、農業集落排水事業特別会計で申し上げます。

8款3項1目河川総務費。補正額130万円、計698万3千円。財源内訳、一般財源130

万円。内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業130万円。これは、9月3日から5日にかけての豪雨により、被災した河川のうち維持管理の範ちゅうで対応する分の補正でございます。

8款5項1目住宅管理費。補正額300万円、計2,965万円。財源内訳、一般財源300万円です。内容を申し上げます。1番、公営住宅維持管理事務300万円。これについては、公営住宅の維持管理修繕、それから退去後の修繕が増えてきており、今後の修繕が規定の予算残では対応できないと思われるため、不足見込み額を補正するものでございます。

続きまして、29、30ページとなります。

9款1項1目消防総務費。補正額はありません。財源更正でございます。補正額の財源内訳、特定財源、地方債で790万円。消防車両更新事業債としての起債であります。一般財源減額の790万円であります。これは、財源更正でありますけれど、第2分団の消防タンク車購入での地方債借入額の増に伴います財源更正ということでございます。

続きまして、31、32ページとなります。

10款5項3目学校給食運営費。補正額26万2千円、計8,924万8千円。財源内訳、一般財源26万2千円。内容を申し上げます。2番、学校給食提供事業26万2千円。これは、給食センター調理員の退職に伴いまして、調理業務引き継ぎ指導に係ります臨時職員賃金の計上でございます。

続きまして、33、34ページであります。

11款1項2目現年度災害復旧費。補正額1,020万円、計1,220万円。財源内訳、特定財源、国庫支出金800万円。現年度発生災害復旧事業国庫負担金であります。地方債340万円。現年度発生公共土木施設災害復旧事業債340万円であります。一般財源については減額の120万円となります。これは既定予算の委託料に対しても地方債を充当するものでありますので、一般財源はマイナスということになります。内容を申し上げます。1番、公共土木施設現年度災害復旧事業1,020万円。これは、9月3日から5日の豪雨により被災を受けた栃谷川と奥幌加沢川の復旧工事費であります。復旧延長は、栃谷川11メートル、奥幌加沢川は20メートルとなっております。

11款2項2目林業施設現年度災害復旧費。補正額841万円、計941万円。財源内訳、特定財源、国庫支出金546万6千円。これは現年度発生災害復旧事業国庫負担金546万6千円であります。地方債は340万円。現年度発生林業施設災害復旧事業債340万円であります。一般財源は減額の45万6千円であります。これは、1項2目で申し上げました内容と同じで一般財源はマイナスということになります。内容を申し上げます。1番、林業施設現年度災害復旧事業841万円。これについても、9月の豪雨によるもので、林道北三沢線の復旧工事費であります。復旧延長は、22メートルとなっております。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第57号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第58号、平成25年度新十津川町農業集落排水事

業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第58号、平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございます。

平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,931万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容の説明につきましては、引き続き副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第58号、平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号となります。内容の説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

2款、繰入金。補正額55万7千円、計2,110万7千円。

歳入合計、補正額55万7千円、計2,931万円。

続きまして、歳出。

1款、農業集落排水事業費。補正額55万7千円、計958万7千円。財源内訳、特定財源、その他財源であります、55万7千円。

歳出合計、補正額55万7千円、計2,931万円。財源内訳、特定財源、その他財源で55万7千円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

1款1項1目維持管理費。補正額55万7千円、計958万7千円。財源内訳、特定財源、その他財源であります。一般会計繰入金55万7千円であります。内容を申し上げます。

1番、農業集落排水施設維持管理事務55万7千円。これは、8月24日、落雷停電時に非常用発電機の故障が発見され、現在は応急措置で対応しているものでありますけれど、これを修繕したいとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよう、お願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第59の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第59号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在及び名称、樺戸郡新十津川町字中央72番地48、新十津川保育園。2、指定管理者となる団体の住所及び名称、雨竜郡妹背牛町字妹背牛4313番地7、学校法人華園学園、理事長、山上奎芳。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますけれども、特段申し上げるところはございません。これまでの所定の手続きを経て、今回、このように上程ということに至った訳でございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第60号、空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただ今上程をいただきました議案第60号、空知中部広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。老人保健医療制度終了後5年を経過し新たな事務が生じないこと、また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、空知中部広域連合規約を変更することについて関係市町と協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めらるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、保健福祉課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 長谷川雄士君登壇〕

○保健福祉課長（長谷川雄士君） 議案第60号、空知中部広域連合規約の変更についての内容の説明を行います。

配布させていただきました、規約の一部を改正する規約の新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

広域連合の規約は、広域連合の名称、広域連合の処理する事務、広域連合の作成する広域計画の項目等の規定を設けなければならないものであり、これを改正する場合は、当該広域連合を組織する関係市町村の協議が必要であります。この協議には、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村のそれぞれの議会の議決を経た協議案で行うこととなります。この上程案は、広域連合の規約の一部を改正する協議のためのものです。

規約の変更の内容につきましては、2項目の理由により変更するものであります。

一つ目は、平成20年4月の後期高齢者医療制度の施行により老人保健制度が廃止になりましたが、5年間の経過により、老人保健制度に係る高額療養費の請求事務等が生じないことから、広域連合の事務処理を規定する規約第4条第6号、広域計画の項目を規定する第5条第6号及び経費の負担割合を規定する別表第2項第6号の老人保健事業に関する規定を削除し、それぞれ号の削除に伴う各号の繰上げ及びこの繰上げに伴う引用条名の変更を行うものであります。

二つ目は、提案理由にあります関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害程度区分審査会の名称を障害支援区分審査会に変更し、当該区分を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものことから、空知中部広域連合が設置運営している障害程度区分審査会に関する広域連合の規約のすべての規定において、審査会の名称を障害支援区分審査会に変更するものであります。

これらの変更について、関係市町の協議が整った規約に対する北海道知事の許可のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用するものとしてあります。

以上で、議案第60号、空知中部広域連合規約の変更についての内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12日は、議案調査のため休会となっております。

13日は午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の本会議はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時26分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成25年第4回新十津川町議会定例会

平成25年12月13日（金曜日）

午前10時00分開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員会報告第4号 経済文教常任委員会審査報告
(請願第3号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願)
- 第3 委員会報告第5号 総務民生常任委員会報告
(陳情第1号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情)
- 第4 委員会報告第6号 総務民生常任委員会報告
(陳情第2号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める」意見書採択を求める陳情)
- 第5 議案第52号 新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第6 議案第53号 新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第7 議案第54号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第8 議案第55号 新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第9 議案第56号 新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(質疑、討論、採決)
- 第10 議案第57号 平成25年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）
(質疑、討論、採決)
- 第11 議案第58号 平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論、採決)
- 第12 議案第59号 公の施設の指定管理者の指定について
(質疑、討論、採決)
- 第13 議案第60号 空知中部広域連合規約の変更について
(質疑、討論、採決)
- 第14 意見書案第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
(説明、質疑、討論、採決)
- 第15 意見書案第7号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直し

- に関する意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第16 意見書案第8号 安心できる介護制度の実現を求める意見書
（説明、質疑、討論、採決）
- 第17 意見書案第9号 要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止
を求める意見書（説明、質疑、討論、採決）
- 第18 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 安中経人君 | 2番 | 西内陽美君 |
| 3番 | 青田良一君 | 4番 | 山田秀明君 |
| 5番 | 笹木正文君 | 6番 | 平澤豊勝君 |
| 7番 | 長名實君 | 8番 | 後木幸里君 |
| 9番 | 樋坂里子君 | 10番 | 西永勝治君 |
| 11番 | 長谷川秀樹君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の氏名

| | | | |
|----------------------|---|--------|-------|
| 町 | 長 | 植田満君 | |
| 副町 | 長 | 佐川純君 | |
| 教 | 育 | 長 | 熊田義信君 |
| 総務課 | 長 | 藤澤敦司君 | |
| 住民課 | 長 | 小林透君 | |
| 会計課 | 長 | 遠藤久美子君 | |
| 保健福祉課 | 長 | 長谷川雄士君 | |
| 産業振興課長兼 農業委員会事務局長 | | 高松浩君 | |
| 建設課 | 長 | 三谷和弘君 | |
| 教育委員会次長 | | 加藤健次君 | |
| 代表監査委員 | | 山本忍君 | |

◎職務のために出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 高宮正人君 |
|--------|-------|

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただ今出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、新十津川町議会会議規則により議長より指名いたします。3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎委員会報告第4号の報告、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、委員会報告第4号、経済文教常任委員会審査報告。請願第3号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管経済文教常任委員会から報告を求めます。

経済文教常任委員長、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

- 経済文教常任委員長（山田秀明君） 皆さん、おはようございます。議長より指示がございましたので、報告いたします。

経済文教常任委員会審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。議案等の番号、請願第3号。件名、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願。審査結果、採択すべきもの。以上でございます。

- 議長（長谷川秀樹君） 経済文教常任委員長の審査結果報告を終わります。

本請願の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎委員会報告第5号の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、委員会報告第5号、総務民生常任委員会審査報告。陳情第1号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されていますので、所管総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。総務民生常任委員会からの報告を申し上げます。

総務民生常任委員会審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案等の番号、陳情第1号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情。審査結果、採択すべきものです。以上、報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

陳情第1号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎委員会報告第6の報告、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、委員会報告第6号、総務民生常任委員会審査報告。

陳情第2号、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情を議題といたします。

本件につきましては、審査結果が議長宛に報告されておりますので、所管総務民生常任委員会から報告を求めます。

総務民生常任委員長、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） それでは報告申し上げます。総務民生常任委員会審査報告書。本委員会に付託されたの陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案等の番号、陳情第2号、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情。審査結果として、採択すべきものです。以上、報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 総務民生常任委員長の審査結果報告を終わります。

本陳情の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

陳情第2号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める意見書採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（長谷川秀樹君） ただ今採択と決定をしました請願第3号、陳情第1号及び陳情第2号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配布のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

<議案配布>

○議長（長谷川秀樹君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） ここで事務局長より日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは議事日程の変更について申し上げます。

皆様にお配りしております議事日程の表をご覧くださいと思います。日程第15、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第18とし、日程第14の次に日程第15として、意見書案第7号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書。日程第16として、意見書案第8号、安心できる介護制度の実現を求める意見書。日程第17として、意見書案第9号、要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止を求める意見書を追加していただきまして、ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5に入る前に、これから提案されます議案第52号から議案第60号の案件につきましては、12月11日の定例本会議において、提案理由並びに内容の説明を終わっております。よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず1点は、勤務成績が極めて良好である場合とかと書いてあるのですけれども、その良好であるとか、ないとかを決めるのは、誰ですかということを知りたいと思います。

それから2点目、こういうことをすることによって、職員間の競争をあおって、良好でないと認められた人方の妬みだとかね、そういうのが現れるんでないかなというふうに思うのですけれども、その点。

それから、今まで職員の昇給、昔のようにずっと年功序列で上がっていたのではなくて、途中で改正されて、能力とか努力とか、そういう給料に変わったような気がしたのですけれども、その点について、その3点お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは3点の質疑に対してお答え申し上げます。1点目の、極めて良好である場合等の表現、これはどういった形で決めるかということですが、現在、人事評価制度を導入してございまして、これに基づいて、管理職については正式な導入という形ですので、これに基づいての昇給という形をとってございます。ちなみに申し上げますと、通常の場合ということで、良好な場合ということですが、これは、一般の職員の場合4号級の昇給にあたります。特に良好な場合、こういった場合につきましては6号級、極めて良好な場合8号級といった形になります。逆に良好でない場合に関しましては、2号級もしくはゼロというケースがございます。

次に、職員間の競争をあおるのではないかということですが、これにつきましても、今申し上げましたとおり、二段階を踏んでの人事評価というのをしておりますし、仮

に、そういった形での評価が自分にとって不利であるといった場合には、申し立てもできるような制度になってございますので、これに関しては、公平性を保っているというふうに理解をさせていただきます。過去にもこういった例に関してはございません。

次に、年功序列云々の話ですけれども、これは平成18年度給与の構造改革がございまして、この際に、かつて1号級と称した昇給を、これを4号級という形に細分化いたしまして、現在の制度になっております。その辺をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 昨年の9月に給与改定で一定期間の減額が決定しました。これも、国の方向性の中でこういった提案がなされたと思うのですけれども、思うんですけれども、反対討論はしませんけれども、何と言いますか、身の丈に合った財政運営の中で、職員の給与についても、きちっとした規律を守って努力している自治体が多いと思うんですよね。そういった中で、国がこのような形の中で示してきたものを右ならえするという方向性について、個人的にはちょっといかがなものかなというような感じはします。

そこで、実際にこの条例が決定した段階で、本町に施行の対象になる職員が1月1日現在で、何人該当してくるのか、そこをちょっとお聞きしたいなと思います。

それで、今、樋坂さんの質問の内容と重複するかもしれないんですけれども、その人事評価制度等の仕組みについては、多少は理解していると思うのですけれども、何と言いますか、一応、作ってあるので、実際に現在、この評価制度に基づいて55歳と言いますか、要するに、管理職等にある人達の昇給が、どのような形で実践されているのか、そういった部分について、差支えない範囲内で、ちょっと教えていただきたいなというふうに思うのですけれども。

併せて、ぜひ、町長にもお聞きしたいと言いますか、職員に対して、自分のこういった立場の中で、職員の給与を減額し続けていかなければならないという部分について、どういう心境であるのか、改めてちょっとお聞きしたいなと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは3番議員の質疑、最初の2点について、私の方からお答え申し上げます。まず、対象者の件ですけれども、26年1月1日現在ということで、対象となる職員は12名、55歳以上の職員は12名になります。ただし、その内3名につきましては、昇給給料表のそれ以上昇給しないという位置にございますので、実質的にこの条例の改正に伴う影響を受ける職員は、9名ということになります。

次、二番目の質疑ですけれども、人事評価制度のどういう形ということですが、これにつきましては、現在、昇給、それから期末勤勉手当の影響という形での評価をさせていただきます。従いまして、期末勤勉手当6月、12月という形に2回ございますから、それから、昇給は年1回とのことです。この評価を前期、後期に分けまして、それらの評価

に基づき期末勤勉手当への影響という形をとっているということになっております。

昇給については、年間を通じての評価に基づいて昇給に影響させるという形のシステムとなっております。実態といたしまして、第1次評価者、第2次評価者を経て、最終的な評価が下されるわけですが、議員さんがご心配されたような形で、成績が良くない場合で、あまり昇給しないというケースというのは、仮に、勤務そのものに関して出たというよりも、むしろ病欠等に基づいて、そういうことが起きたケースはございますが、一般的な勤務をしている職員が、そういった形での影響を受けたという例は、今までにはございません。

逆に、昇給の部分で5号級以上の昇給を受けた職員というのは、何例かございます。という状況が今までの経過でございます。私からは以上です。

○議長（長谷川秀樹君） それでは、町長に答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） おはようございます。今ほどの、私の考え方は、どう思っているのかというふうなご質問でございますけども、9月の議会です、給与の削減条例の中でお答えしたとおりでございますので、まさに、苦渋の選択ということで、前回もお話させていただきましたので、そのようなことで考えております。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

はい、まず、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

提案理由にあります、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するためとありますが、50歳を過ぎた職員全員に給与を上乗せする訳にいかず、勤務成績が良好の職員にだけ昇給させようとするものではないでしょうか。

以前に、年功序列での給与の昇給は無くなっていたと思いますが、それなのに、更に、成績良好である者だけに昇給するのはおかしいし、他の職員間とのあつれきが起こり、仕事への意欲などが落ちたりするのではないのでしょうか。

私は、職員間の良い方向への競争心は良いかもしれませんが、職員への差別につながるような昇給のやり方に反対といたします。よって、議案第52号に反対といたします。

議員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに反対の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対して賛成の方の討論を許します。

1 番、安中経人君。

〔1 番 安中経人君登壇〕

○1 番（安中経人君） おはようございます。ただ今、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について、私は、原案賛成の立場で討論いたします。

国家公務員の給与については、50歳代後半層において、官民の給与差が相当程度存在していることから、高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告が行われ、平成26年1月1日から55歳を超える職員は、昇給抑制措置が講じられたところであります。

従来、新十津川町職員の給与は、常に国家公務員の給与改定、即ち、人事院の勧告に準拠して改定してきたところであります。

また、本町の財政状況に鑑みれば、依然として地方交付税に大きく依存しており、総人件費の抑制など、行財政改革を引き続き着実に推進しなければならないものと、私は考えます。

今回上程された、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正は、このような状況を踏まえ、本町の財政状況及び給与事情等を十分に検討した結果、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため提案されたものであります。

よって私は、その提案理由に鑑み、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり賛成するものであります。

私の賛成趣旨に、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものです。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第52号、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第53号、新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

10番、西永勝治君。

○10番（西永勝治君） 26年の4月の1日から適用ということなのですが、毎年度、どのくらいの職員の人数が該当になるのか、教えていただければというふうに思い

ます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） 毎年度と言われましたが、これから何年か先ということでよろしゅうございますでしょうか。

26年の4月1日に適用になる職員については3名、翌年度、27年3月31日で退職され、4月1日から適用になる職員につきましては2名、その次の28年の4月1日につきましては1名、その次の29年4月1日は2名、直近ではそのような状況になります。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、新十津川町職員の再任用に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

6番、平澤豊勝君。

○6番（平澤豊勝君） この条例については、町民の皆さんに説明をしたというふうに伺っております。非常に、大勢の方が関心を示されているということでもあります。今後、資源ごみ等についても、かなり仕分けが変わっているような状況にあります。そういったことで、今後、町民の皆さんに周知徹底をするために、どのような方策を考えているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁を申し上げます。今後の資源ごみ等の回収を推進するための方法でございますが、まず、十分広報等で周知するということはもちろんのこと、分別に関するパンフレット、手引きですね、手引きを作りまして、それを

全戸に配布をして、その中で具体的にお示しをしたいと。

さらに、次年度以降についても、十分啓発等をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ありますか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） この条例の一部改正につきましては、この事業が町単独ではなくて、構成市町応分に負担するというところで理解しておりますので、それはいいんですが、その前に確認をしておきたいと思ひまして、4点お聞きしたいと思ひます。

ごみ処理に係る排出量なのですが、処理費用に係る資料がちょうど、私は、担当の常任委員ではないのですが、両委員会報告会でいただいた資料の中にありますが、25年からエネクリーンに変わりましたが、そこまでの処理費用ですね、それまではだいたい747万3,654円。エネクリーンになりましてから1,488万4千円というふうに、ごみの排出量がさほど変わっていないにもかかわらず、処理手数料が倍額になっているという点を、処理経費が上がったという理由を教えてくださいたいということが、まず1点目ですね。

それと、これは全町で行われました住民説明会の中での資料なのですが、平成15年度から20年度の移行を見ますと、処理経費は7.7パーセントの減でありながら、手数料が23.7パーセント。これは、ごみが減っているというんですかね、ごみ袋の手数料が減っているということですから、住民負担率が21.4パーセントから17.7パーセントに下がっているということは、あたかも住民の負担額が減っているような意味合いにとられますが、住民の負担している額が減ったわけではなくて、処理経費が上がったために住民の負担率が下がったということなんですね。これちょっとなんか住民の皆さんも、ちょっと誤解されている方おひまして、負担している分というんですかね、金額が下がったんじゃないかというふうに捉えていたのもですから、そこちょっと違うなと思ひながら説明を、私は聞いておひました。それでですね、エネクリーンになりましてから、今度、ごみが減ると処理経費が嵩むような数字が見えてきているところがありますので、今後、ごみが減っていった場合ですね、処理経費がどのようになっていくのかということをお聞きしたいと思ひます。きっとその施設の人件費等は変わらないと思ひますので、ごみが減って、ごみの手数料も収入も減りますが、処理経費に係るとどうなるかということをお聞きしたいと思ひます。ここはちょっと、また25パーセント以下に手数料は定めてあるとなっておりますから、今20パーセントまでにしますが、今後、また25パーセントまで上がるかもしれないという可能性がありますので、ここを確認したいということが2点目ですね。

それと、事業系ごみについてお聞きしたいのですが、本町では事業系ごみとして該当する事業所がどこなのかということ、教えてくださいたいと思ひます。世間一般では、病院や学校も含まれておひますし、官公庁も全部含まれておひますね。そこをちょっとお聞きしたいと思ひます。

それで、22年の2月に出されました、22年4月1日から27年3月31日までの、中・北空知地域の循環型社会形成推進地域計画の中では、家庭系ごみはずっと減ってきているのですね、実質。事業系ごみだけが増えているんです。ということは、町の方では、この事業者に対する、ごみ抑制の指導ですとか、計画か何かを出しなさいといったような

指導は、今までされてきたのかということをお聞きしたいと思います。

これを見ますと、ずっと30年まで予測量があるのですが、事業系のごみはずっと増えていくだろうというふうな数値が出ておりますが、事業系のごみが実際増えていくと、その分はすべて住民負担にかかってきますので、そこをお聞きしたいと思います。

構成市町、あちこちと歩調を合わせるのが大事だということだったのですが、赤平ですとか、雨竜ですとか、滝川も、資源ごみなんか有料になってますね。本町はもちろん、有料にしてほしいとは申しません。これ以上、住民負担増えるのが困りますし、事業者への圧迫になるのも困りますから、それはそう考えないのですが、その事業所へのごみの減量について、どのように取り組まれているかということをお聞きしたい。そこ3点目。

4点目が、今、減免世帯にごみ袋配付といった支援されてますが、この条例改正された後ですね、そういった世帯が、どのような世帯があって、枚数が今いくらで、改正後には、その対応がどのように変化しているのかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは4点についての答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それでは2番議員さんのご質問にご答弁申し上げます。まず、エネクリーンの分の処理経費が上がっているのはどうしてか、ということですが、これに関しましては、平成23、24、それから25年と、建設経費等が入ってございます。その分でエネクリーンに関する経費については、膨らんでいるということがございます。

続きまして、平成15年から平成20年ぐらいまでは20パーセントで上がったけども、ごみの量は減っているということで、住民がその部分を誤解しているのではないかとということがございます。確かに、これにつきましては、住民の人口が減ってございます。ですので、総量といたしましては、それほど変化はございません。ただし、変化が無いということでございますので、普通は人口が減った部分で一人当たりの排出する量が変わらなければ、ごみは減っていくこととなりますが、なかなか減らないと。逆に、一人当たりの排出量が、若干ずつですが増えている傾向にあるということがございます。ということで、まずその部分については、現実として起こっているということがございます。

ごみが減ると処理経費がどういうふうになっていくかということで、住民負担に関する部分かと思いますが、これにつきましては、エネクリーン及びリサイクルで処理をする経費というのは、ごみが減った分、それに相応して下がるということにはなかなかありません。施設の維持経費というのは、一定程度ごみの量が多い、少ないに関わらず一定の経費はかかるということがございますので、ごみの処理自体に関する処理の経費分については、多少下がっていくことはありますが、相対的な経費としては、ごみの排出量に比例して下がるということにはならないというふうに思います。

そういうことですので、ごみの量が減った分、その分、経費的に下がるかというふうになると、そうではないということがございます。

3点目で、事業系ごみの概要ということがございます。本町の中で事業系一般ごみについて排出している企業等ですが、農協、それからあとは振興公社があります。それと

三枝商店、大きなところでいうとそういった大きなところ。その他、事業系の一般ごみということで排出している事業者が該当するということでございます。ですので、町内の事業者も排出しているという形になってございます。

事業系ごみに対しての減量化等の対策についてでございますが、これにつきましては、事業系も一般家庭も含めてということになります。減量化、それから分別の徹底ということで周知、啓発をしているというような状況でございます。特に、事業系のみ限定して、あなたたちはこのようにしなさいというような具体的な指導等については、今のところはまだ行ってはございません。

次、四番目でございます。減免世帯についてでございますが、減免世帯ですが、平成24年度については、まず、減免をする世帯ですが、生活保護世帯、それと70歳以上の単身世帯、これは非課税世帯に限っております。それと母子家庭世帯で非課税、あるいは所得割額のみ世帯ということでございます。この3種類に対して減免を行っております。その減免世帯のうち、申請があった分について減免するごみ袋を支給してございます。ちなみに平成25年度では、生活保護世帯では40世帯、70歳以上の単身世帯では90世帯、母子家庭世帯では23世帯、合計153世帯に対して支給をしているということでございます。それで、今後において、この方たちの対応ということでございますが、現在のところでは、現状どおりこの対象世帯に対して、ごみ袋の支給をしていくというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 今、一つ目の質問ですね、建設の経費の分が膨らんだということですので、これは25年度で工事が終われば、来年度からこの経費の分はかからないというふうに捉えていいのですか。処理経費は無くなるということですね。お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） 建設費の負担に関しましては、エネクリーンに関して本町が建設費分として負担する分については、平成39年度までということで、これは起債の関係がございまして、平成39年度まで負担金としては支出をすることになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑。

2番、西内陽美君。

○2番（西内陽美君） 長くなってすみません。まとめてお聞きした方が良いかもしれませんが。維持経費が変わらないとおっしゃいましたが、施設の見学をさせていただいた時に、ごみが増えると、そこで電力が発生して、余剰電力を北電に売電するんだというお話を聞いてまいりました。そうしますと、ごみの維持管理費は、維持経費は変わらなくても、ごみが減っていくとエネクリーンの収入というのですかね、は減っていくのではないかと。というふうに、単純に疑問がありますので、そこをまず、お聞きしたいということがあります。

それと、事業所への特別な周知ですとかがされていないということですが、やっぱり実績等これからの予測を見ますと、事業系ごみが増えていっているという数値が出てき

てますので、これは特に住民負担にならないためにも、事業所にはやはり、これ以上増えないような抑制を求めるような手だてをしていただきたいと思います。

それと、減免世帯ですが、これ3種類とおっしゃったのですが、もう一つ、例えば、44条ですと、減免世帯が条例で定められているのが、確か44条だったと思うのですが、間違ったらすみません。そこで、この他に特別に町長が認める世帯についても、減免をされるといった文言が書かれておりまして、この中には、乳幼児のいらっしゃるご家庭ですとか、在宅介護されている方の世帯なんかは、今該当者になっていないんでしょうか。そこをお聞きしたいんです。もし、なっていないでしたら、そういった方たちも、おむつということがありますので、減免世帯として該当させていただきたいということがありますし、今後、ごみの手数料が上がりますので、減免世帯の方ですね、今までの枚数と同じ枚数ですと、やはり、負担は実質増えてくる訳ですので、今までの枚数プラス何枚かということを考えていらっしゃるのかということをお聞きします。

○議長（長谷川秀樹君） それでは3点、答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。エネクリーンのごみの焼却量が減ったら、今現在、売電等もしているという状況で、収入が減るのではないかとご質問でございましたが、そのごみの減る量にもよるかと思いますが、結局、燃やすことで、それを熱エネルギーにして電気を得ていると、起こしているということですので、そのカロリー量が相対の量が減ったときには、発電の量も減ってくるというふうには考えております。

続きまして、事業所への周知をもっと徹底すべきではないかというご指摘でございますが、確かに、そのとおりだというふうに思いますので、この部分については、私ども、しっかりと周知を図って減量化に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、減免世帯で、特に町長が認めた者で、その部分を町長が認めたということで、拡大して乳幼児等を持つ世帯等にも広げてはどうかということでございますが、現状におきましては、まずは、ごみの減量化というものに努めていくべきというふうに考えてございます。それをまず徹底していくということで、その減免世帯の拡充については、現在のところは、担当としては考えてはいないという状況でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） このごみ処理代の値上げといいますか、これを住民に対して丁寧の説明したということについては、私は、正しいやり方だったし、たくさん集まってくれたという話も聞きましたので、高く評価したいなと思います。

その中で、改めて、課長に、議会に対して、住民の声はどうだったのかということ、概略で結構ですから、お伝えいただきたいということが1点です。条例が上がって来ますから、これはこのような形の中で成立していくんだと思いますけども、せっかく貴重な行為を行ったわけですから、住民が全体的な雰囲気等を含めまして、資料をお持ちであればお話をいただきたいなと思います。

それともう1点、今後、ごみの分別等についての手引きを作って、より一層、住民に周知するという事なのではけれども、これにつきまして、是非、ちょっとお金かかるかもしれないけれども、イラスト等を交えて、できれば色刷りで、高齢者の方にも、目で見えきちっとわかるようなものをお願いしたいなど、私は思うんですね。高齢化社会になりまして、あれがこっちだ、これがこっちだとかって細かいこと言われても、なかなかそれを、現実の生活の中で実践するというのは、難しいという表現はちょっとおかしいかもしれないですけども、そこら辺にきちっと目を向けて、分かりやすいものをぜひ、作ってと言いますか、そういう方向の中でご努力をいただきたいと、私は思いますので、その点についても、お答えがあったらお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問に、答弁を申し上げます。まず、住民の声がどんなのが出ていたかということでございますが、まず、値上げするという事に関して、値上げは反対だという意見は、各地区及び町全体での説明会をした中では、出てはきておりませんでした。多少、手続き、説明会の順番だとか、そういった手続きに関して、本当は議会の議決を経てから説明するもんじゃなかなとかってというような意見も出てたのはございますが、この値上げ自体に対して反対という意見は、有難いことに無かったということでございます。住民のご質問だとか、意見の中で多かったのが、やはり分別に対する問題で、この分別はどういうふうにしたらいいのかというような、やはり、分別の方法がよくわからないということが、大半を占めておりました。その部分については徹底してと言いますか、周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。それと、ごみ袋の値上がりする前に多く買うというようなことに関しては、私どもの立場としては、節度のある買い方をしていただきたいという説明を申し上げたところ、そういうわけにはいかないんだと、家計が苦しいから、そういうことにはならないと、私は、もう買占め等も辞さないというようなご意見もございましたので、その状況に合わせた中で、ある程度の節度をもってお願いいたしますというお願い等はしてまいりました。大体、出てきた質問、意見に関してはそのようなものでございました。

次に、手引きについて、高齢者等にもしっかりわかりやすいものということで、作ってくれということでございます。これにつきましては、イラスト、それからカラー刷りで、しっかりわかりやすい物を作りたいというふうに、私どもも思っております。できるだけ住民等にも、その反応もちょっと確認をしながら、良いものを作ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

まずは、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

平成15年度より、ごみの無料化が有料化になり、町民負担を25パーセント見込んでの有料料金としましたが、現在、先ほど質問にありましたように、14パーセントと受給者負担が減ってきているので、今回、ごみ袋代を25パーセント値上げをして、町の負担軽減するもので、受益者に負担増を強いるものではないかと、私は思います。

また、ごみ袋の値上げを行うと、ごみの不法投棄や野焼きが増えるのではないのでしょうか。町は、生ごみの減量化へのコンポストや電気式処理機に補助金を出したり、こまめに分別すればごみの量も減るとして、リサイクルへの分別にも力を入れて頑張っていることは分かっております。

中・北空知廃棄物処理施設を使用している全町が、一斉に値上げするものではなく、滝川、雨竜、新十津川町などの袋の部分を値上げしております。また、それに加えて、平成26年4月からの消費税の5パーセントから8パーセントへの増税分に、し尿処理手数料等も値上げをしております。

私は、町民負担増と消費税の増税には反対をしておりますので、今回の議案第54号には、反対とするところであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し賛成の方の討論を許します。

1番、安中経人君。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） 議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について、私は、原案賛成の立場で討論いたします。

ごみ処理費用の適正化やごみの発生、排出抑制を推進していくため、ごみの排出者である住民に対し、ごみ処理費用の一定割合を負担していただくことについては、受益者負担の原則に基づき、当然のことではなかろうかと思えます。

現在、行政需要が多様化する中で、財政運営の健全性と行政サービス水準の確保を図るため、住民がどこまで負担すべきか、町がどこまで補うべきかについては、いろいろな考えがあろうかと思えますが、平成15年度に、ごみ有料化となったごみ処理手数料の設定に当たっては、廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理経費全体に対する住民負担率を25パーセント以内とするという指針が出されております。しかしながら、平成24年度においては、先ほど来、住民負担率が14パーセントまで低下しており、当初の負担割合の考えから、かなり逸脱していると言わざるを得ません。

このことから、廃棄物の発生を抑制し、資源化、再利用を促進することにより廃棄物の適切な処理を行い、私たち住民一人一人が循環型社会の形成を図ることが大切であると考えます。具体的には、生命活動の代謝物が廃棄物であり、根幹は資源にあります。特に有資源である化石燃料に由来するもの、あるいは、植物に由来するものなどがあります。また、処理には化石燃料消費が連なり、副産物としてCO₂の排出につながること

が大きな課題になります。

これらを克服していくためには、廃棄物発生抑制を進めていくことと、前段の審議会における住民の負担率を、仮に、限界負担率とします。この限界負担率25パーセントに沿いながら、住民と行政とが協力、合意形成して廃棄処理施設の安定した稼働、維持管理を促して行かなければならないと、私は考えます。

これらを踏まえて、住民に対して、適正、応分な負担を求め、理解を得ることが適切であると、私は考えております。

よって私は、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案のとおり賛成するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに賛成の立場での討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものです。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第54号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

それではまず、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

条例の施行が平成26年4月1日ということで、現在は、消費税を内税としていたものを、来年4月からの5パーセントから8パーセント、再来年の8パーセントから10パーセントへと増税となることをみて、消費税を外税にし、今後の対応策を先取りしております。

また、使用料は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることができますがありますが、宿泊の使用料が、現在の3段階から2段階になるために、中学生以上が大幅値上げになります。消費税分が外税になるため、その上げ幅が大きくなると、私は考えます。

先の議案でも申し上げましたが、消費税増税には反対でありますし、それに合せての使用料の値上げには、反対をするものであります。

よって、議案第55号に反対といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し賛成の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、消費税法等の改正に伴う条文等の整理、使用料金区分の見直し、利用実態に見合った使用料金の設定となっております。

消費税率が改正された場合、光熱水費や業務委託など施設管理に関する各種の経費には、当然、消費税率の上昇分が影響してくることから、施設運営の健全化を図る上からも、その分の負担を利用者から求めるのは、当然のことであると考えます。

また、使用料金区分においては、国際観光ホテル整備法により定められたモデル宿泊約款の考え方に沿った利用区分であり、改正後の方が極めて標準的な区分と言えます。

また、今回の料金改定は、あくまでも上限額の改正であります。全ての利用者がこの上限額を支払うのではなく、この上限額の範囲の中で使用料を負担することとなります。

施設の維持管理等の経費がかさばるなか、収益性の向上を図っていくため、休日前料金の設定、利用人数に応じた料金設定等、利用状況や利用形態に即した料金設定ができるよう使用料の上限を変更したことは、妥当であると考えるところです。

よって私は、本町の観光のシンボルである、ふるさと公園の一角を占めるサンヒルズ・サライの健全な運営を図るため、議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり賛成するものであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これよりら、議案第55号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものです。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第55号、新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

それではまず、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

体験交流施設の使用料が大幅に値上げされることになるとは思いますが、高すぎて利用が減ることになるのではないかと思います。値上げしても利用が減って、施設の適正な運営が困難になるのであれば意味がまたないのではないかと思います。その上に、消費税を外税として加算されていることもあります。

私が、先ほどから述べておりますように、消費税増税には反対の立場から、消費税増税を加味しております各条例議案には、反対をするものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに反対の方の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し賛成の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、消費税法等の改正に伴う条文等の整理、繁忙期の利用を見込んだ使用料金の設定となっております。

先ほどの議案第55号の賛成討論でも述べましたが、消費税率が改正された場合、光熱水費や業務委託など施設管理に関する各種の経費には、当然、消費税率の上昇分が影響して来ることから、施設運営の健全化を図る上からも、その分の負担を利用者から求めるのは、当然のことであると考えます。

また、今回の料金改定は、あくまでも上限額の改正であります。全ての利用者がこの上限額を支払うのではなく、この上限額の範囲の中で使用料を負担することとなりますが、この上限額が適用されるのは、ゴールデンウィークや夏休み期間中などの繁忙期を予定しているとのことであります。

施設の維持管理等の経費が嵩むなか、収益性の向上を図っていくため、利用状況に応じたメリハリのある料金設定ができるよう使用料の上限を変更したことは、妥当であると考えるところです。

よって私は、議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり賛成するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに賛成の方の討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第56を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものです。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席下さい。

起立多数です。

したがって、議案第56号、新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第57号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑はございませんか。

10番、西永勝治君。

○10番（西永勝治君） 財産管理費の中で、電子機器の事務管理費ということで152万6

千円。ご説明では、ウィンドウズXPのサポートが切れるということで、これは当然な
んでありますが、この予算で現在使われているXPがすべて、セブン以上になるのか、
まだ、残りがあるのか、ないのか、その辺お尋ねをしたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それではお答えいたします。現在、補正予算で予定して
おります更新台数は、24台でございます。現在、図書館を除く庁舎職員が使用して
おりますパソコン、概ね160台ありますが、全てこれで更新されるということになり
ます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） ページ数で24ページ、ごみ収集事業について。ごみの説明会
の時の話で、平成26年3月31日までに買った袋は、現在の値段で使用できて、
値上げ前に買った袋がそのまま安い袋を使うことができるというのですけれど、
今回の補正で袋を作るというような話もありましたけれども、皆さんが買いた
めするための袋をたくさん作るということで、この予算を立てたのか、それ
とも、また新年度の袋も含まれているのかということについて、お聞きした
いと思います。使用も1年以内ですので、そんなに買いためしても、次の
年まで持ちませんので、ダメだと思えるのですけれども、その袋を作る
という枚数ですね、いつの分までの、どういう段階でのということ。

それからその次、26ページの有害鳥獣の件につきまして、今回補正されて
ますが、83頭駆除されていることで、単純に計算しますと、1頭当たり4万
5千円くらいというふうになるのですが、捕り方によらばおかしいんです
けれどね、銃で殺されるのと、それから罠でやるのと、いろいろ違うと思
うのですけれども、どのくらいというふうな料金で設定されているのか、
教えていただきたいと思えます。

それから32ページの、学校給食の不足分なのではございますけれども、
大したことないんですけど、退職者がいて、その人に代わりに臨時職員
を雇うので、その分の不足分ということで26万2千円になっているわけ
ではございますけれども、普通であれば途中で退職すると、その人が
使用する1年分の賃金というのが決められてて、余分を取ったんでない
かなというふうに思っているのですよね。それで、その人がやめて、
今度新しい人が来ての部分は、補正しなくても、単純に考えてですよ、
その退職した人に残り分でまかなえるのかなというふうに思ったので
はございますけれども、こういうふうに出てきたということは、新しい
人と、古い人の何週間かとか、何日間か、そういうような形でいる
というふうな分を考えていいのかどうか、その点についてお伺い
します。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

それでは住民課長より。

○住民課長（小林 透君） それでは9番議員さんのご質問にお答え
申し上げます。ごみ収集事業に係る、いわゆると言いますか、買いた
めをどのようにして考えて補正したかということではございます
が、私どもも予測でしかございませぬ。どのくらい多く買われ
るかということではございませぬ。というのは、把握ちょっとしか
ねるところではございますが、最高、買いためがあったとしても、
1年分ぐらいではないかという予測を立て

ました。1年強分の毎年の平均の購入数に対して、1年程度、1年ちよつとの分を補正で計上してございます。なお、当初予算では通常通り1年分の袋の作製料等を計上をしてございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 次に2点目、産業振興課長。

○産業振興課長（高松 浩君） 9番さんのご質問にお答えいたします。シカの駆除でございますけれども、1頭当たりの平均的な駆除いたしました場合の料金でございますけれども、まず、猟友会の方に銃で駆除していただいた場合に、1頭1万円の駆除料ということで支払っております。それを、雨竜にあります産業廃棄物処理場に持って行って処理をするわけなんですけれども、1キロ当たり200円の処理量ということでかかります。シカの雄、雌で体重は違いますけれども、1頭当たり今年度計算いたしますと88キロ、およそ88キロの重さがございます。それに200円掛けますと1万6千円という形で、1万6千円と1万の、約2万5、6千円という形で1頭当たり処理料はかかるところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 3点目の答弁、教育次長。

○教育次長（加藤健次君） お答えいたします。ただ今の質問ですけれども、賃金の補正内容でございますけれども、退職者3名による、これは引き継ぎ期間としまして、一人は新人、一人は退職者ということで、それに係る経費がだいたい15日間、ワンクール8工程ということで、全部で48日間の賃金の計上でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 先ほどのごみ袋の件なのですが、ごみ袋の、早い話が買占めの話なのですが、万が一の話なのですが、それこそ買占められて在庫がなくなって、買ってなかった人、さあ、困ったという場合の対応としては、どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） これまでの販売の枚数だとか、あるいは住民説明会をしてきた中での感触も含めて考えますと、今回の補正分で十分足りるだろうというふうには思っております。万が一ということで、もし、それは不足するような状況になった場合ということでございますが、そのような急に買いためがたくさん発生したというふうな場合には、そこら辺の節度ある買い方をちょっと啓発をさせていただくということと同時に、現在10枚単位だとかで、束で売って販売店では販売しておりますが、その枚数をバラにして販売したりだとか、というようなことで、買いためのストック分をできるだけ、住民に対して調整をしていただきたいというような、啓発等の方向で対応してまいります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、議案第57号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号、平成25年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第58号、平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

2番、西内陽美君。

- 2番（西内陽美君） 落雷停電時の非常用発電機が故障したということをお聞きしました。そして、応急処置で持たせていたということなのですが、なぜ、その場ですぐ修理に出されなかったのかということが1件と、修理の発注先ですね、そこをお願いしたいと思います。

- 議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（三谷和弘君） まず、すぐなぜ直さなかったかということですが、一応、故障した箇所につきましては、発電機から発生する熱を外に排出して、発電機そのものの保護をしている部分でございまして、排気の部分の外部に向かうダンパーが、作動しない状況でございました。それで、手動でもってダンパーを半開きという状況にしまして、固定をいたしまして、発電機の稼働に支障のない状況にいたしましたが、冬期間に向かって外壁なものですから、風の向き等によりまして、雪が吹き込むと、というようなことを防止するための措置として、今回、修繕をするというための補正でござい

ます。
また、ダンパーにつきましては、自動で発電機が稼働するのに連動して開閉するというものでございまして、それを制御している基盤を取り換えるというものでございます。

それと、業者はこれから発注しますので、まだ決定してございません。

- 議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、平成25年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定についてを、議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、議案第60号、空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、意見書案第6号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それではご提案いただきました意見書案第6号です。森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

意見書案の朗読をもって説明と代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収、固定する森林、木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林、林業木材産業を取り巻く状況は、依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源の涵養や国土、生態系の保全など、公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備、保全を着実に進めるとともに、林業、木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには、森林、林業を国家戦略と位置付け、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林、林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取組むことが重要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 といたしまして、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5パーセントの確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。2、森林資源の循環利用による森林、林業の再生を推進するため、森林整備加速化、林業再生基

金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。3として、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化、木質化への支援強化、木材利用ポイント制度の延長、充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。4つ目、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など、低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには、地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充、強化を図ること。5点目でございます。復興予算の使途の厳格化に伴い、基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。6点目といたしまして、地域の安全、安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。7点目といたしまして、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組みの推進、森林、林業の再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございます。裏面の方に提出先といたしまして、衆議院議長以下、記載されておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。元に戻っていただきまして、提出者については、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣といたします。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、意見書案第7号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、山田秀明君。

〔経済文教常任委員長 山田秀明君登壇〕

○経済文教常任委員長（山田秀明君） 議長の指示がございましたので、意見書案第7号について説明を申し上げます。

提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書。このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

次のページをお開きください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書。

今回、政府が示した農政改革において、農業、農村が果たしている多面的機能に対する支払制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものである。しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会での法制化に向けて、より一層の拡充が求められている。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、5年後の生産数量目標の配分廃止をはじめ、米直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしている。今回の見直しは、関税撤廃を原則とするTPP交渉の年内妥結を前提とし、生産現場の実態や米計画生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いている。

価格と需給安定の要となる米直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道など主業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されている。

農業、農村地域の担い手である家族農業経営が将来にわたり、安心して営農が続けられるよう、次の事項を要望する。

記。1、日本型直接支払制度における、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。2、我が国の水田農業の持続的発展を期すため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給調整の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。3、国民の主食である米の価格と需給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ、生産調整など適切な需給調整対策の実施などの政府責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成25年12月13日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、長谷川秀樹。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣といたします。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、意見書案第8号、安心できる介護制度の実現を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） 議長の指示に従いまして説明をいたします。意見書案第8号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

安心できる介護制度の実現を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。内容については、次のページの朗読をもって、説明と代えさせていただきます。

安心できる介護制度の実現を求める意見書。

家族を介護負担から解放するとして介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっている。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの30分以上60分未満、60分以上から20分以上45分未満、45分以上へと短縮されたことにより、サービスの低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっている。介護保険の利用限度額上限に達したり、自己負担の利用料負担が大きくなり過ぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担もいっこうに軽減されていない。

また、介護労働者の賃金は、他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶たないことから、働き続けられる賃金への改善が急務となっている。さらに医療費の抑

制の名のもとに入院日数が削減され、病院から在宅への流れが強まっているが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制であり、利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれる。

以上の趣旨から次の事項について要望する。

1、介護保険制度を改善し、介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料、利用料を国の責任で軽減すること。2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。3、全額国費負担による介護職員の賃金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号、安心できる介護制度の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣といたします。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、意見書案第9号、要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、笹木正文君。

〔総務民生常任委員長 笹木正文君登壇〕

○総務民生常任委員長（笹木正文君） 引き続き意見書案の説明をいたします。意見書案第9号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止を求める意見書。

このことについて、新十津川町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をする。同じく内容については、次のページの朗読に代えさせていただきます。

要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止を求める意見書。

平成25年8月6日付社会保障制度改革国民会議の報告書によれば、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきであるとして、要支援者を介護保険サービスから外すことを明確に打ち出した。このことは、要支援者こそ心身の機能低下を防ぐ上で最も介護を必要としている人々であり、報告は、一律に要支援者から必要な介護を奪うものである。また要支援者の中には介護保険サービスを利用し、独居で頑張っている方が多く、要支援者から介護保険サービスを奪うことは、これらの方々の自立した生活を奪うことを意味するとともに、介護保険の本来の趣旨にも反するものである。さらに、限られた介護保険財源と人材の中で、新たな地域包括推進事業を立ち上げ運営することは、ただでさえ厳しい自治体財政を、更に圧迫することになりかねない。そして、従来の介護給付費に比べ、大幅に引き下げざるを得ない給付費で、果たして必要なサービスを確保できるのかも見通しが持てない。このように、介護保険を運営する自治体にも大きな負担を強いることが懸念される。また、おおよそ4分の1の利用者が介護保険のサービスから外されることになり、多くの介護事業所の経営を直撃することは間違いなく、介護事業所の倒産と、そこで働く介護労働者の失業が懸念される。その結果、ただでさえ足りない介護労働者の離職を促し、ますます利用者から必要な介護を奪うのではないかと危惧される。

さらに報告では、制度の持続可能性や公平性の視点から、一定以上の所得のある利用者負担は引き上げるべきとしているが、実際には、介護保険料も大幅に引き上がっており、そのうえ消費税引き上げも前提とした上に、さらに利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念するものである。むしろ、国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考える。

以上の趣旨から次の事項について要望する。

1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。2、利用者負担を増やさないこと。3、介護保険財政に国が責任を持つこと。4、市町村任せにせず国が従来通り要支援サービスを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、以上となっております。

各議員のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、意見書案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第9号、要支援者に対する介護予防給付の継続と利用者負担増の中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。
提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣といたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第18、閉会中の委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 平成25年第4回新十津川町議会定例会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後12時06分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員